

愛媛県報

発行 愛媛 場

平成20年3月28日金曜日 第1950号外1

\Diamond	目	次	\Diamond		
	条	例			
愛媛県公の施設の設置及	び管理に	関する条	例等の一部で	を改正する条	
例					1
職員の分限に関する条例	及び職員	員の給与に	関する条例の	D一部を改正	Ξ.
する条例					8
職員の給与に関する条例	の一部を	E改正する	条例		9
知事等及び職員の給与の	特例に関	引する条例	の一部を改訂	Eする条例	11
知事の給料の減額に関す	る条例				12
愛媛県特別会計条例の一	部を改〕	Eする条例			12
愛媛県手数料条例の一部	を改正す	「る条例…			12
愛媛県公益認定等審議会	条例				15
愛媛県事務処理の特例に	関する斜	系例の一部	を改正する第	条例	16
特定非営利活動促進法施	行条例の	つ一部を改	正する条例.		31
愛媛県特定非営利活動促	進基金領	€例			33
愛媛県情報公開条例の一	部を改]	Eする条例			34
愛媛県立衛生環境研究所	使用料象	系例の一部	を改正する第	条例	34
愛媛県野生動植物の多様	性の保全	とに関する	条例		34
愛媛県動物の愛護及び管	理に関す	よる条例の	一部を改正す	する条例	41
愛媛県心身障害者扶養共	済制度氛	系例の一部	を改正する第	条例	43
愛媛県後期高齢者医療財	政安定化	比基金条例			45
愛媛県後期高齢者医療審					
愛媛県工業技術センター	等の使用	月料及び手	数料条例の一	-部を改正す	-

国宮追前追後平野農業水利改良事業の負担金に関する条例を廃止す	
る条例	.48
愛媛県監査委員条例の一部を改正する条例	.48
愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	.48
愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例及び愛媛県	
県立博物館設置条例の一部を改正する条例	.49
愛媛県生涯学習センター管理条例	.51
愛媛県総合科学博物館管理条例	.54
愛媛県歴史文化博物館管理条例	.58
えひめ青少年ふれあいセンター使用料条例	.62
えひめ青少年ふれあいセンター管理条例	.63
教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	.66
教育職員の特殊勤務手当に関する条例及び就学前の子どもに関する	
教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を	
改正する条例	.70
愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例	.71
愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例	.71
萬翠荘管理条例	.72
愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	.74
愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例	.75
愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	.75
県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改	
正する条例	78
愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例	.79

条 例

○愛媛県条例第2号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改	正	前								
	(設置	i)							(設置)						
第	2条	省略						第	2条	省略						
_2	別表	₹第3の	左欄に掲げる公の施設	とに、同表の中欄に	掲げ	る支	所									
	を置く	. 0_														
	(指定	管理者	が管理を行う公の施設	₹)					(指定	管理者	が管理を行う公	の施設)				
第	10条	法第24	14条の 2 第 3 項の規定	に基づき知事が指	定す	る法	人	第	10条	法第24	14条の2第3項	の規定に	基づき知事が指	定す	る法。	人
	その他	の団体	(以下「指定管理者」	という。)に管理	を行	わせ	る		その他	の団体	(以下「指定管	理者」と	いう。)に管理	を行	わせ	る
	公の旅	を設は、	<u>別表第4</u> のとおりとす	る。					公の施	設は、	<u>別表第3</u> のとお	りとする	•			
別	表第 1	(第2	条関係)					別	表第1	(第2	条関係)					
	名	称	目	的	位	置			名	称	目		的	位	置	
	省略								省略							
											児童福祉施設し	こおいてり	児童の保育に従			i

愛媛県立保

<u> </u>	成20年3月28日	變 :	媛 .	果 報	
				育専門学校	事しようとする者必要な理論を授け
				愛媛県母子福祉センタ	「│母子世帯の経済的
 省略				省略	
= *4	工类技術及が建設技術に係る試験研究			H *H	
愛媛県産業 支術研究所	工業技術及び建設技術に係る試験研究 の総合的企画調整及び情報の提供を行 うとともに、食品産業、繊維産業、紙 産業、窯業その他のものづくりの基盤 となる技術及び建設技術に関する試験 研究、助言等並びに紙に関する展示及 び研究開発又は研修に必要な施設の提 供等を行う。	松山市	Ī	愛媛県繊維 産業試験場	
	<u>K46117.</u>			愛媛県紙産 業研究セン <u>ター</u>	「│る助言、情報の捌
				愛媛県工業 技術センタ	
				愛媛県窯業	窯業に関し、試験
				試験場	助言等を行う。
旨略				省略	
愛媛県農林 水産研究所	農林水産業、森林及び緑化に関する総合的試験研究、調査及び技術指導を行うとともに、県民への花きとの触れ合いの場の提供、養鶏に関する種卵のふ化受託、林業、森林及び緑化に関する研修、展示、知識の普及、指導及び相談並びに研修施設の提供、水産動物の種苗の生産及び供給並びに養殖業に係る水産動物の疾病の予防、診断、治療等及びこれらの知識の普及を行う。	松山市		愛媛県農業試験場	農業に関する総合
				愛媛県立果 樹試験場	果樹に関する総合 を行う。
				愛媛県花さ 総合指導セ ンター	花きに関する総合 情報提供並びに栽
				愛媛県畜産試験場	<u>畜産業に関する総</u> 査、技術指導等を
				愛媛県養鶏	
				試験場	の養成、種卵のふ
				愛媛県林業技術センタ	

育専門学校	事しようとする者に対し、その業務に	松山市
- 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一	必要な理論を授け、実習を行う。	
愛媛県母子 福祉センタ	母子世帯の経済的自立の助成と生活意	松山市
_	欲の助長に供する。	15 4 11
省略		
愛媛県繊維 産業試験場	繊維産業に関し、試験研究、技術に関 する助言等を行う。	今治市
愛媛県紙産	紙産業に関し、試験研究、技術に関す	
業研究セン	る助言、情報の提供等を行うととも	四国中
<u>9 –</u>	に、紙に関する展示及び研究開発又は	央市
	研修に必要な施設等の提供を行う。 	
愛媛県工業	調整及び情報の提供を行うとともに、	
技術センタ	 機械金属、電子、化学工芸、食品加工	松山市
=	に関し、試験研究、技術に関する助言	
	<u>等を行う。</u>	
愛媛県窯業	窯業に関し、試験研究、技術に関する	伊予郡
試験場	助言等を行う。	砥部町
愛媛県農業 試験場	農業に関する総合的試験研究を行う。	松山市
愛媛県立果 樹試験場	果樹に関する総合的試験研究及び調査を行う。	松山市
愛媛県花き	花きに関する総合的な指導、研修及び 情報提供並びに栽培技術の実証的な試	
総合指導セ	験研究及び展示を行うとともに、県民	東温市
<u> </u>	に花きとの触れ合いの場を提供する。	
愛媛県畜産	畜産業に関する総合的な試験研究、調	而 子 士
試験場	査、技術指導等を行う。	西予市
愛媛県養鶏	養鶏に関する試験研究、調査、技術者	西条市
試験場	の養成、種卵のふ化受託等を行う。	<u> </u>
	林業、森林及び緑化に関する総合的試	
愛媛県林業	験研究、調査、研修、展示、知識の普	上浮穴
技術センタ	及、指導及び相談並びに研修施設等の	郡久万
=	提供を行うとともに、林業経営の改善	高原町
	<u>を図る。</u>	

省略	

別表第2(第2条関係)

 表第2 (第2	条関係)		
名 称	目 的	位 置	所轄区域
	家畜の保健衛生の向上及び伝染病予防並びに畜産に関する技術指導を行う。	<u> </u>	今治市、新居浜市、 西条市、四国中央市 及び越智郡
愛媛県中予家畜保健衛生所	省略		
愛媛県南予 家畜保健衛 生所	同	八幡浜市	字和島市、八幡浜 市、大洲市、西予 市、喜多郡 <u>、西宇和</u> 郡、北宇和郡及び南 宇和郡

別表第3(第2条関係)

施 設	<u>名 称</u>	位 置	
	繊維産業技術センター	<u>今治市</u>	
愛媛県産業技 術研究所	紙産業技術センター	四国中央市	
M1 M1 26171	窯業技術センター	伊予郡砥部町	
	花き研究指導室	東温市	
	果樹研究センター	松山市	
	果樹研究センターみかん研究 <u>所</u>	宇和島市	
愛媛県農林水	畜産研究センター	西予市	
<u>愛媛宗長杯小</u> ■ 産研究所	畜産研究センター養鶏研究所	西条市	
	林業研究センター	上浮穴郡久万	
	水産研究センター	<u>高原町</u> 宇和島市	

省略		
愛媛県水産 試験場	水産業に関する総合的試験研究及び調 査、水産動物の種苗の生産及び供給並 びに水産増養殖に関する技術指導を行 う。	<u>宇和島</u> 市
愛媛県中予 水産試験場	百	伊予市
愛媛県魚病 指導センタ	養殖業に係る水産動物の疾病の予防、 診断、治療等並びにこれらの知識の普 及及び技術の指導を行う。	<u>宇和島</u> 市
愛媛県建設 研究所	建設工事材料その他土木建築事業に関する試験研究、調査、技術指導等を行なう。	松山市

別表第2(第2条関係)

名 称	目 的	位 置	所轄区域
	家畜の保健衛生の		
愛媛県西条	向上及び伝染病予		新居浜市、
家畜保健衛	防並びに畜産に関	西条市	西条市 <u>及び四国中央</u>
<u>生所</u>	する技術指導を行		市
	う。		
愛媛県今治			
家畜保健衛	<u>同</u>	<u>今治市</u>	今治市及び越智郡
<u>生所</u>			
愛媛県中央			
家畜保健衛	省略		
<u>生所</u>			
			八幡浜
愛媛県八幡		八幡浜	市、大洲市、西予
<u>浜家畜保健</u>	同	八幡 洪 市	市、喜多郡 <u>及び西宇</u>
衛生所		П	和郡
愛媛県宇和		亡 和 自	
島家畜保健	<u>同</u>	<u>宇和島</u>	宇和島市、北宇和郡
衛生所		市	<u>及び南宇和郡</u>
		1	ı

	水産研究センター栽培資源研 究所	伊予市
愛媛県東予家 畜保健衛生所	今治支所	<u>今治市</u>
愛媛県南予家 畜保健衛生所	宇和島支所	宇和島市

別表第4(第10条関係)

1 ~	7 省略
8	省略
9	省略
<u>10</u>	省略
<u>11</u>	省略
<u>12</u>	省略
<u>13</u>	省略
<u>14</u>	省略
<u>15</u>	省略
<u>16</u>	省略
<u>17</u>	省略
<u>18</u>	省略
<u>19</u>	省略

別表第3(第10条関係)

1~7 省略 8 愛媛県母子福祉センター 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 <u>17</u> 省略 18 省略 19 省略 20 省略

第2条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表第1(第2条関係) 位 置 名 称 目 的 省略 愛媛県生活 文化センター省略 県民の文化財に対する理解を深めるた め、歴史的建造物として保存し、公開 萬翠荘 するとともに、県民の文化の振興を図 松山市 るため、各種の行事又は集会に必要な 施設を提供する。

別表第1(第2条関係)

名 称	目	的	位 置	
省略				
愛媛県生活				1
文化センタ	省略			
_				
				1
				1

改 正

別表第4(第10条関係)

省略

1 •	2 省略
3	萬翠荘
4	省略
<u>5</u>	省略
6	省略
7	省略
8	省略
9	省略
<u>10</u>	省略
<u>11</u>	省略

別

表第 4	表第 4 (第10条関係)						
1 •	2 省略						
3	省略						
_	省略						
5	省略						
<u>6</u>	省略						
7	省略						
_	省略						
9	省略						
<u>10</u>	省略						

ı	
<u>12</u>	省略
<u>13</u>	省略
<u>14</u>	省略
<u>15</u>	省略
<u>16</u>	省略
<u>17</u>	省略
<u>18</u>	省略
<u>19</u>	省略
<u>20</u>	省略

11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略

(家畜保健衛生所条例の一部改正)

第3条 家畜保健衛生所条例(昭和25年愛媛県条例第39号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

後 改 īF 第1条 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第1条の規定に 第1条 家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第1条の規定に

よつて家畜保健衛生所を設置し、その位置、名称及び管轄区域を

<u>別表第1</u>のとおり定める。

2 家畜保健衛生所に別表第2のとおり支所を置く。

第2条 省略

第3条 省略

第4条 省略

別表第1 (第1条関係)

家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
愛媛県東予家畜保 健衛生所	西条市	<u>今治市、</u> 新居浜市、西条 市、四国中央市及び越智郡
愛媛県中予家畜保 健衛生所	省略	
愛媛県南予家畜保 健衛生所	八幡浜市	字和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡

別表第2(第1条関係)

支所の名称及び位置

<u>名 称</u>	位 置
愛媛県東予家畜保健衛生所今治支所	<u>今治市</u>
愛媛県南予家畜保健衛生所宇和島支所	宇和島市

改 īF 前

- よつて家畜保健衛生所を設置し、その位置、名称及び管轄区域を 別表___のとおり定める。
- 第2条 知事は、家畜保健衛生所の事務を分掌させるため、所要の 地に家畜保健衛生所の支所を設置することができる。
- 2 家畜保健衛生所の支所の位置、名称及び管轄区域は、別に知事 が定めて告示する。

第3条 省略

18 省略 19 省略

第4条 省略

第5条 省略

別表 (第1条関係)

家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
愛媛県西条家畜保 健衛生所	西条市	新居浜市、西条 市 <u>及び四国中央市</u>
愛媛県今治家畜保 健衛生所	<u>今治市</u>	今治市及び越智郡
愛媛県中央家畜保 健衛生所	省略	
愛媛県八幡浜家畜 保健衛生所	八幡浜市	八幡浜市、大洲 市、西予市、喜多郡 <u>及び西</u> 宇和郡
愛媛県宇和島家畜 保健衛生所	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南 宇和郡

(愛媛県病害虫防除所等に関する条例の一部改正)

第4条 愛媛県病害虫防除所等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 正 (総則) (総則) 第1条 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第32条第2項の規定 │第1条 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第32条第2項の規定 による病害虫防除所の位置、名称及び管轄区域_ による病害虫防除所の位置、名称及び管轄区域、病害虫防除所の 並びに同法第33条第1項の規定による病害虫防除員を 支所の設置並びに同法第33条第1項の規定による病害虫防除員を 置く区域は、この条例の定めるところによる。 置く区域は、この条例の定めるところによる。 (病害虫防除所の支所の設置) 第3条 病害虫防除所に、規則で定めるところにより、支所を置く ことができる。 第3条 省略 第4条 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年4月1日から施行する。
 - (愛媛県建設研究所使用料条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 愛媛県建設研究所使用料条例(昭和38年愛媛県条例第21号)
- (2) 愛媛県林業技術センター使用料条例(平成2年愛媛県条例第24号)
- (3) 愛媛県母子福祉センター管理条例(平成17年愛媛県条例第54号)

(家畜保健衛生所条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に次の表の左欄に掲げる家畜保健衛生所長がした処分その他の行為(以下「処分等」という。)は、同表の右欄に掲げる家畜保健衛生所長がした処分等とみなし、この条例の施行前に同表の左欄に掲げる家畜保健衛生所長に対してなされた申請その他の行為(以下「申請等」という。)は、同表の右欄に掲げる家畜保健衛生所長に対してなされた申請等とみなす。

西条家畜保健衛生所長	東予家畜保健衛生所長
今治家畜保健衛生所長	東予家畜保健衛生所長
中央家畜保健衛生所長	中予家畜保健衛生所長
八幡浜家畜保健衛生所長	南予家畜保健衛生所長
宇和島家畜保健衛生所長	南予家畜保健衛生所長

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

は病理細菌を取り扱う業務に従事したときに支給する。

4 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
(1)~(3) 省略	(1)~(3) 省略
(4) 産業技術研究所 、衛生環境研究所等に勤	(4) 工業技術センター、繊維産業試験場、衛生環境研究所等に勤
務する職員の特殊勤務手当	務する職員の特殊勤務手当
(5)~(23) 省略	(5)~(23) 省略
② 家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤	② 家畜保健衛生所に勤務する職員の特殊勤
務手当	務手当
(25) ~ (32) 省略	(25) ~ (32) 省略
(産業技術研究所 、衛生環境研究所等に勤務	(工業技術センター、繊維産業試験場、衛生環境研究所等に勤務
する職員の特殊勤務手当)	する職員の特殊勤務手当)
第9条 産業技術研究所 、衛生環境研究所等に	第9条 工業技術センター、繊維産業試験場、衛生環境研究所等に
勤務する職員の特殊勤務手当は、当該職員が、産業技術研究所	勤務する職員の特殊勤務手当は、当該職員が、 <u>工業技術センタ</u>
、衛生環境研究所等において人体に有害なガ	一、繊維産業試験場、衛生環境研究所等において人体に有害なガ
スの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品を取り扱う業務又	スの発生を伴う業務、特に危険性を有する薬品を取り扱う業務又

は病理細菌を取り扱う業務に従事したときに支給する。

(家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊勤務 手当)

第49条 家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所に勤務する職員の特殊 │ 第49条 家畜保健衛生所 勤務手当は、家畜保健衛生所及び家畜病性鑑定所 に勤務 する獣医師が家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条に 規定する業務に従事したときに支給する。

(潜水手当)

第51条 潜水手当は、農林水産研究所水産研究センターに勤務する │第51条 潜水手当は、水産試験場 職員が海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、 潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに支給する。

(家畜保健衛生所 に勤務する職員の特殊勤務 手当)

に勤務する職員の特殊 勤務手当は、家畜保健衛生所(家畜病性鑑定室を含む。)に勤務 する獣医師が家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条に 規定する業務に従事したときに支給する。

(潜水手当)

に勤務する 職員が海中の魚礁の状況、魚介類の育成状況等を調査するため、 潜水器具を着用して潜水作業に従事したときに支給する。

(愛媛県家畜種付手数料条例の一部改正)

5 愛媛県家畜種付手数料条例(昭和33年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「県の機関」とは、愛媛県農林水産研究	第2条 この条例において「県の機関」とは、愛媛県畜産試験場
<u>所畜産研究センター</u> 及び家畜保健衛生所をいう。	及び家畜保健衛生所をいう。
2・3 省略	2 · 3 省略

(愛媛県農業試験場使用料条例の一部改正)

改

6 愛媛県農業試験場使用料条例(昭和38年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

愛媛県農林水産研究所使用料条例

正

後

(使用料の納付)

第1条 愛媛県農林水産研究所に分析、試験、鑑定若しくは測定 第1条 愛媛県農業試験場に土じよう又は肥料の分析又は鑑定 (以下「分析等」という。)を依頼しようとする者又は愛媛県農 林水産研究所の施設(以下「施設」という。)を使用しようとす る者は、この条例の定めるところにより使用料を納めなければな らない。

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、別表

に定める額の範囲内で知事が定める額とする。ただし、特 別の経費を必要とする分析等に係る使用料の額は、実費を基準と して知事が定める額とする。

(使用料の納付時期)

第3条 使用料は、分析等を依頼した際又は施設の使用の前に納め │第3条 使用料は、分析等を依頼した際 なければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、後納さ <u>せることができる。</u>

(使用料の減免)

- 第4条 知事は、公共団体の依頼による場合において、公益上特に 第4条 知事は、公共団体の依頼による場合において、公益上特に 必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。 (既納の使用料)
- 第5条 既に納付した使用料は、還付しない。 $\underline{ctlowedge}$ の使用|第5条 既に納付した使用料は、還付しない。 料にあつては、次の各号のいずれかに該当するときは、この限り

愛媛県農業試験場使用料条例

(使用料の納付)

(以下「分析等」という。)を依頼しようとする者

正

前

___は、この条例の定めるところにより使用料を納めなければな らない。

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当 該各号に定める額の範囲内で知事が定める額とする。

① 土じようの定性分析	1点1成分につき	500円
② 土じようの定量分析	<u>同</u>	1,000円
③) 肥料の定性分析	<u>同</u>	500円
(4) 肥料の定量分析	同	1 ,000円
(5) 肥料の鑑定	同	1,000円
(使用料の納付時期)		

に納め なければならない。

(使用料の<u>免除</u>)

- 必要があると認めるときは、使用料を<u>免除する</u>ことができる。 (既納の使用料)

でない。

- (1) 天災その他施設を使用する者の責めに帰することができない 理由により施設の使用が不能となつたとき。
- (2) 施設を使用する者が規則で定める日までに使用の取消しを申 <u>し出て、知事がやむを得ないと認めたとき。</u>

別表(第2条関係)

1 分析等に係る使用料

区分	種別	<u>単位</u>	<u>金額</u>
農業関係	土壌の定性分析	1件につき	<u>500円</u>
	土壌の定量分析	1件につき	1 ,000円
	肥料の定性分析	<u>1件につき</u>	500円
	肥料の定量分析	<u>1件につき</u>	1 ,000円
	肥料の鑑定	1件につき	1 ,000円
林業関係	木材の材質試験	<u>1件につき</u>	5 ,810円
	木材の強度試験	<u>1件につき</u>	7 ,950円
	水の化学分析	1件につき	12 ,330円
	土壌物理性測定	<u>1件につき</u>	11 ,000円
	土質試験	1件につき	6 ,520円
	土壌養分分析	<u>1件につき</u>	6 ,830円
	造林用苗木の品種分析	1件につき	3 ,060円

2 施設の使用料

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
林業研究センター研修室	<u>1日につき</u>	6 ,310円

○愛媛県条例第3号

職員の分限に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の分限に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 Œ 前 (休職の事由) (休職の事由)

第2条 任命権者は、愛媛県立医療技術大学の学長、学部長、教 │第2条 任命権者は、愛媛県立医療技術大学の学長、学部長、教 授、准教授、講師 (常時勤務する者に限る。)及び助教並びに 助手が学校、研究所、病院その他人事委員会の指定する公共的施 設において、その職務に関連があると認められる学術に関する事 項の調査、研究又は指導に従事する場合(外国の地方公共団体の 機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県 条例第4号)第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。)に は、これらを休職にすることができる。

授、准教授及び講師(常時勤務する者に限る。) __並びに 助手が学校、研究所、病院その他人事委員会の指定する公共的施 設において、その職務に関連があると認められる学術に関する事 項の調査、研究又は指導に従事する場合(外国の地方公共団体の 機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県 条例第4号)第2条第1項の規定による派遣の場合を除く。)に は、これらを休職にすることができる。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 改 正 別表第5(第3条関係) 別表第5(第3条関係) 大学教育職員給料表 大学教育職員給料表 省略

省略

備考 この表は、愛媛県立医療技術大学に勤務する学長、学部 長、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

備考 この表は、愛媛県立医療技術大学に勤務する学長、学部 長、教授、准教授、講師 及び助手に適用する。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 改 正 改 後

(初任給調整手当)

- **第18条の4** 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当 **│ 第18条の4** 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当 該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に 掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に 掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に 掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採 用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採 用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年 を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給す る。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠 員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定め るもの 月額30,000円
- (4) 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要と し、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると 認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額2.500円
- 2 3 省略

附制

- 12 省略
- 13 平成20年4月1日に愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条 例(昭和39年愛媛県条例第2号)に規定する愛媛県立衛生環境研 究所、愛媛県産業技術研究所又は愛媛県農林水産研究所に勤務 し、新たに行政職給料表の適用を受けることとなつた職員(職務 内容を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)であつ て、同日の前日に愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等 の一部を改正する条例(平成20年愛媛県条例第2号)第1条の規 定による改正前の愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例に 規定する愛媛県立衛生環境研究所、愛媛県繊維産業試験場、愛媛 県紙産業研究センター、愛媛県工業技術センター、愛媛県窯業試 験場、愛媛県農業試験場、愛媛県立果樹試験場、愛媛県花き総合 指導センター、愛媛県畜産試験場、愛媛県養鶏試験場、愛媛県林

(初任給調整手当)

該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に 掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に

掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採 用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採 用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年 を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給す る。

(1) • (2) 省略

- (3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要と し、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると 認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額2,500円
- 2・3 省略

RQT BII

12 省略

業技術センター、愛媛県水産試験場、愛媛県中予水産試験場又は愛媛県建設研究所に勤務し、研究職給料表の適用を受けていたもののうち、その者の受ける給料又は管理職手当の月額がそれぞれ同日に受けていた給料又は管理職手当の月額を限度として人事委員会規則で定める額に達しないこととなる職員(その者の受ける給料及び管理職手当の月額その他の事情を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料及び管理職手当の月額のほか、それぞれその差額に相当する額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を給料又は管理職手当として支給する。

- (1) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (2) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
 - (愛媛県職員退職手当条例の一部改正)
- 2 愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附	附則
37 省略	37 省略
38 職員の給与に関する条例附則第13項の規定の適用を受ける職員	
が退職した場合における退職手当の額の計算の基礎となる給料月	
額は、同項の規定の適用がないとした場合において受けるべき給	
料月額とする。	

(知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

正

後

孙

3 知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(職員の給与の特例) 第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は 任期付職員条例の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の 給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平 成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。) 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に あっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額) は、職員給与条例第3条から第4条の2まで及び附則第13項の規 定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職 員給与条例第4条から第7条の2までの規定、任期付研究員条例 第5条の規定並びに任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、 これらの規定により定められた額から当該額に、次の各号に掲げ る職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得 た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て た額)を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び退職手 当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでな L1. (1)~(4) 省略

2 省略

______ (職員の給与の特例)

孙

正

第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は 任期付職員条例の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の 給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平 成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。) 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に あっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額) は、職員給与条例第3条から第4条の2まで の規 定、職員給与改正条例附則第7項から第9項までの規定、教育職 員給与条例第4条から第7条の2までの規定、任期付研究員条例 第5条の規定及び 任期付職員条例第7条の規定にかかわらず、 これらの規定により定められた額から当該額に、次の各号に掲げ る職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得 た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て た額)を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額及び退職手 当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでな LI.

前

(1)~(4) 省略

2 省略

3 職員の管理職手当の月額は、職員給与条例第18条の2第2項及 び附則第13項の規定又は教育職員給与条例第17条の3第2項の規 定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額 に、100分の7.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じ たときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

3 職員の管理職手当の月額は、職員給与条例第18条の2第2項 の規定又は教育職員給与条例第17条の3第2項の規 定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額 に、100分の7.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じ たときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

○愛媛県条例第5号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> īF 改 後

改 ΤE 前

(趣旨)

第1条 この条例は、県の財政事情を踏まえ、知事等及び職員の給 **│第1条** この条例は、県の財政事情を踏まえ、知事等及び職員の給 料、管理職手当及び地域手当 その他の給与(給料月額を算出の基 礎とするもの(退職手当を除く。)に限る。)を減額するため、 これらの者の給料月額等について、特別職の職員の給与及びその 他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別 職給与条例」という。)、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤 務時間等に関する条例(昭和31年愛媛県条例第52号。以下「教育 長給与条例」という。)、職員の給与に関する条例(昭和26年愛 媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)、教育職員の 給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員 給与条例」という。)、一般職の任期付研究員の採用等に関する 条例(平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」と いう。)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年 愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。) その他の 給与に関する条例の特例を定めるものとする。

(知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例)

- 第2条 知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、 特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄 に掲げる額から当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とす る。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それ ぞれ同欄に掲げる額とする。
 - (1) 知事 100分の25
 - (2) 副知事 100分の18
 - _____管理者及び常勤の監査委員 100分の15 (職員の給与の特例)

第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は 任期付職員条例の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の 給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平 成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。) 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に あっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額)は、 職員給与条例第3条から第4条の2までの規定、職員給与改正条 例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与条例第4条か ら第8条 までの規定、任期付研究員条例第5条の規定及び任 期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定

(趣旨)

料及び手当 その他の給与(給料月額を算出の基 礎とするもの(退職手当を除く。)に限る。)を減額するため、 これらの者の給料月額等について、特別職の職員の給与及びその 他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別 職給与条例」という。)、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤 務時間等に関する条例(昭和31年愛媛県条例第52号。以下「教育 長給与条例」という。)、職員の給与に関する条例(昭和26年愛 媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。)、教育職員の 給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員 給与条例」という。)、一般職の任期付研究員の採用等に関する 条例(平成13年愛媛県条例第46号。以下「任期付研究員条例」と いう。)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年 愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)その他の 給与に関する条例の特例を定めるものとする。

(知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例)

- 第2条 知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、 特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄 に掲げる額から当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、そ れぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とす る。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それ ぞれ同欄に掲げる額とする。
 - (1) 知事 100分の20
 - (2) 副知事、管理者及び常勤の監査委員 100分の15 (職員の給与の特例)
- 第4条 職員給与条例、教育職員給与条例、任期付研究員条例又は 任期付職員条例の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の 給料月額(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平 成17年愛媛県条例第88号。以下「職員給与改正条例」という。) 附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員に あっては、給料月額とこれらの規定による給料の額の合計額)は、 職員給与条例第3条から第4条の2までの規定、職員給与改正条 例附則第7項から第9項までの規定、教育職員給与条例第4条か ら第7条の2までの規定、任期付研究員条例第5条の規定及び任 期付職員条例第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定

められた額から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未 満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額 とする。ただし、給料の調整額及び退職手当の額の算出の基礎と なる給料月額については、この限りでない。

(1)~(4) 省略

2・3 省略

附 則

2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

められた額から当該額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未 満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額 とする。ただし、給料の調整額及び退職手当の額の算出の基礎と なる給料月額については、この限りでない。

(1)~(4) 省略

2・3 省略

附 則

2 この条例は、<u>平成20年3月31日</u>限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第6号

知事の給料の減額に関する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

知事の給料の減額に関する条例

平成20年4月分及び同年5月分の知事の給料月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第2条本 文の規定にかかわらず、同条本文の規定による額からその10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第7号

愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例

愛媛県特別会計条例(昭和39年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前 (設置) (設置)

より、次の表の左欄に掲げる特別会計を、それぞれ当該右欄に掲げ る目的のため、設置する。

名	称	目	的
省略			
自動車集中別会計	管理特	省略	
公債管理特	別会計	公債費の経理の適正	
省略			_

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に より、次の表の左欄に掲げる特別会計を、それぞれ当該右欄に掲げ る目的のため、設置する。

名 称	目	的
省略		
自動車集中管理特	省略	
別会計		
省略		

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第8号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正後				改	正	前	
別表 (第2条、第3	条、第7	条関係)	5	訓表 (第 2	条、第3	条、第7	条関係)		
1 省略				1 省略					
2 保健福祉関係	事務手数	【料		2 保健	福祉関係	事務手数	料		
事務	名 称	金		事	務	名 称			額
1~79 省略				1 ~ 79	省略				
79の2 薬事法	登録販	15 ,000円							
第36条の4第	売者試								
1項の規定に	験手数								
基づく登録販	<u>料</u>								
売者試験の実									
<u>施</u>									
79の3 薬事法	販売従	8 500円							
第36条の4第	事登録								
2 項の規定に	申請手								
基づく薬事法	<u>数料</u>								
施行規則第									
159条の7第									
1項に規定す									
る販売従事登									
録の申請に対									
する審査									
79の4 省略				<u>79の 2</u>	省略				
79の5 省略				<u>79の3</u>	省略				
80~87 省略				80 ~ 87	省略				
87の2 薬事法	販売従	2,000円							
施行規則第	事登録								
159条の11第	証書換								
1項の規定に	え交付								
基づく販売従	<u>手数料</u>								
事登録証の書									
換え交付									
87の3 薬事法	販売従	2 ,900円							
施行規則第	事登録								
159条の12第	証再交								
1項の規定に	付手数								
基づく販売従	<u>料</u>								
事登録証の再									
<u>交付</u>									
88~106 省略				88 ~ 106					
106の2 介護	介護サ	41,000円			介護		46 ,000 円		
保険法第115	ービス				去第115				
条の29第2項	情報の				9第2項				
の規定に基づ	調査手				こに基づ				
く介護サービ	数料				隻サービ	数料			
ス情報の調査				ス情幸	日の調査 かいこう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい				

107 介護保険	介護サ	11 ,000円
法第115条の	ービス	
29第3項の規	情報の	
定に基づく介	公表手	
護サービス情	数料	
報の公表		
108~113 省略		
備孝 省略		

3・4 省略

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金	額
1 ~ 69 省略			
70 租税特別措	省略		
置法(昭和32			
年法律第26			
号)第28条の			
4 第 3 項第 5			
号イ若しくは			
第63条第 3 項			
第5号イ又は			
第31条の2第			
2 項第15号八			
若しくは <u>第62</u>			
条の3第4項			
<u>第15号八</u> に規			
定する宅地の			
造成が優良な			
宅地の供給に			
寄与するもの			
であることに			
ついての認定			
の申請に対す			
る審査			
71 租税特別措	省略		
置法第28条の			
4 第 3 項第 6			
号若しくは第			
63条第3項第			
6 号又は <u>第31</u>			
条の2第2項			
<u>第16号二</u> 若し			
くは <u>第62条の</u>			
3 第 4 項第16			
号二に規定す			
る住宅の新築			
が優良な住宅			
の供給に寄与			
するものであ			
ることについ			
ての認定の申			
請に対する審			
査			

107 介護保険	介護サ	15 800円
法第115条の	ービス	
29第3項の規	情報の	
定に基づく介	公表手	
護サービス情	数料	
報の公表		
108~113 省略		
備考 省略		

3・4 省略

5 土木関係事務	手数料			
事 務	名 称	金	客	Į.
1~69 省略				
70 租税特別措	省略			
置法(昭和32				
年法律第26				
号)第28条の				
4 第 3 項第 5				
号イ若しくは				
第63条第3項				
第5号イ又は				
第31条の2第				
2 項第14号八				
若しくは <u>第62</u>				
条の3第4項				
第14号八に規				
定する宅地の				
造成が優良な				
宅地の供給に				
寄与するもの				
であることに				
ついての認定 の申請に対す				
る審査				
71 租税特別措	省略			
置法第28条の				
4 第 3 項第 6				
号若しくは第				
63条第3項第				
6 号又は <u>第31</u>				
条の2第2項				
<u>第15号二</u> 若し				
くは <u>第62条の</u>				
3 第 4 項第15				
<u>号二</u> に規定す				
る住宅の新築				
が優良な住宅				
の供給に寄与				
するものであ				
ることについ				
ての認定の申				
請に対する審				
查				

72・73 省略		
74 租税特別措	省略	
置法施行令 <u>第</u>		
20条の2第13		
<u>項</u> 又は <u>第38条</u>		
の4第22項に		
規定する要件		
に該当する事		
業であること		
についての認		
定の申請に対		
する審査		
75~102 省略		
備考 省略		-

72・73 省略		
74 租税特別措	省略	
置法施行令 <u>第</u>		
20条の2第11		
<u>項</u> 又は <u>第38条</u>		
の4第21項に		
規定する要件		
に該当する事		
業であること		
についての認		
定の申請に対		
する審査		
75~102 省略		
備考 省略	•	
5 省略		

附 則

6 省略

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表5の表70の項、71の項及び74の項の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第9号

愛媛県公益認定等審議会条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公益認定等審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第50条第2項の規定に基づき、同条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置される愛媛県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員3人以上5人以内で組織する。

(委員)

- **第3条** 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第4条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第5条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

(専門委員)

- 第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 (会長)
- 第7条 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第6条の規定は、専門委員について準用する。

(部会)

- 第9条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。 (会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開しない。
- 5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部において総括し、及び処理する。ただし、他部の所管に属する公益法人に係るものについては、当該公益 法人を所管する部において処理する。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

村 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第10号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		1					
改 正 後				改	正	前	
表 (第 2 条関係)		別	表 (第 2 条関	係)			
事務	市町			事	務		市町
1 公有水面埋立法(大正10年法律第57号。	<u>今治市、新</u>						
以下この項において「法」という。)に基	<u>居浜市及び</u>						
づく事務のうち、次に掲げるもの(漁港漁	四国中央市						
場整備法(昭和25年法律第137号)第25条第							
1項第1号及び第2項の規定により市が管							
理する漁港の区域内に限る。)							
(1) 法第2条第1項の規定に基づく免許に							
関する事務							
② 法第3条第1項(法第13条の2第2項							
(法第42条第3項において準用する場合							
を含む。)及び法第42条第3項において							
準用する場合を含む。)の規定に基づく							
告示、縦覧及び意見の徴取に関する事務							
③) 法第3条第2項(法第13条の2第2項							
(法第42条第3項において準用する場合							
を含む。)及び法第42条第3項において							
準用する場合を含む。)の規定に基づく							
通知に関する事務							
(4) 法第3条第3項(法第13条の2第2項							

(法第42条第3項において準用する場合を含む。)及び法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく意見書の受理に関する事務

- (5) 法第6条第3項(法第42条第3項にお いて準用する場合を含む。)の規定に基 づく裁定に関する事務
- (6) 法第10条(法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく代替施設等の設置又は補償の命令に関する事務
- (7) 法第11条(法第13条の2第2項(法第42条第3項において準用する場合を含む。)及び法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく免許の告示に関する事務
- (8) 法第12条第 1 項の規定に基づく免許料 の徴収に関する事務
- (9) 法第13条の規定に基づく工事の着手及 び竣功の時期の指定に関する事務
- (10) 法第13条の2第1項(法第42条第3項 において準用する場合を含む。)の規定 に基づく埋立てに関する事項の変更及び 期間の伸長の許可に関する事務
- (11) 法第14条第1項(同条第4項(法第42条第3項において準用する場合を含む。)及び法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可に関する事務
- (12) 法第16条第1項の規定に基づく埋立権 の譲渡の許可に関する事務
- (3) 法第20条の規定に基づく権利義務の承継の届出の受理に関する事務
- (i4) 法第22条第1項の規定に基づく竣功認 可に関する事務
- (15) 法第22条第 2 項の規定に基づく竣功認 可の告示及び書面等の送付に関する事務
- (16) 法第23条第1項ただし書の規定に基づ <u>く竣</u>功認可の告示の日前の埋立地の工作 物設置の許可に関する事務
- (近) 法第24条第1項ただし書の規定に基づ 〈埋立地の帰属の指定に関する事務
- (18) 法第27条第1項の規定に基づく埋立地 に関する権利の移転又は設定の許可に関 する事務
- (19) 法第29条第1項の規定に基づく埋立地 の用途変更の許可に関する事務
- ② 法第30条の規定に基づく災害防止に関 する義務の命令に関する事務
- ②1 法第31条(法第42条第3項において準 用する場合を含む。)の規定に基づく工 事施行区域内にある物件の除却の命令に

保健所を設 置する市

				_
関する事務				
② 法第32条第1項(法第36条において為	<u> </u>			
用する場合を含む。)の規定に基づく9	<u> </u>			
許その他の処分の取消し、効力の制限者	<u> </u>			
しくは条件の変更、工作物その他の物件	‡			
の改築若しくは除却、損害防止施設の記	n. X			
置又は原状回復の命令に関する事務	_			
補償の命令に関する事務	_			
(24) 法第33条第1項の規定に基づく事実の				
更正又は損害防止施設の設置の命令に降	_			
する事務	<u>-</u>			
	j			
く免許の効力の復活に関する事務	_			
(26) 法第34条第2項の規定に基づく免許系	<u>z</u>			
件の変更に関する事務	<u> </u>			
② 法第35条第1項ただし書(法第36条に	-			
おいて準用する場合を含む。)の規定に				
基づく免許失効の場合の原状回復義務の	_			
を	2			
28 法第35条第2項(法第36条において	E			
用する場合を含む。)の規定に基づく	_			
砂その他の物件の国への帰属の処分に移	_			
	<u> </u>			
する事務 1 頂の坦字に其づく目がに	=			
29 法第42条第1項の規定に基づく国が行	<u> </u>			
う埋立ての承認に関する事務	_			
③ 法第42条第2項の規定に基づく国が行	_			
う埋立ての竣功通知の受理に関する事務	-			
③) 法第43条の規定に基づく国が埋め立て	_			
た土地の公共団体への帰属の指定に関す	<u>'</u> -			
る事務		-		
1の2 省略			1	
1の3 省略			1 の 2 省略	
2~7の2 省略			2~7の2 省略	
7の3 国有財産法に基づく事務のうち、前	<u>松山市、八</u>			
項に掲げるもの(漁港漁場整備法第25条第	幡浜市、西			
1項第1号及び第2項の規定により市町た	条市、伊予			
管理する漁港の区域内に所在する農林水産	市、西予市			
大臣の所管に属する国有財産に係るものに	及び伊方町			
限る。)				
7の4 国有財産法に基づく事務のうち、7	7 松山市、八	1		
の2の項に掲げるもの(港湾法(昭和25年	-			
法律第218号)第37条の2第1項の規定によ	- 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一			
	-			
る国土交通大臣の所管に属する国有財産に	_			
係るものに限る。)	_			
8 · 9 省略			8 · 9 省略	
				H
10 医師法(昭和23年法律第201号。以下この			10 医師法(昭和23年法律第201号。以下この	
項において「法」という。)及び法の施行			項において「法」という。)及び法の施行	
のための規則に基づく事務のうち、次に批			のための規則に基づく事務のうち、次に掲	
げるもの			げるもの	

(1) 省略

- (1) 省略
- (2) 医師法施行令(昭和28年政令第382号。 以下この項において「政令」という。) 第3条の規定により知事を経由する法第 6条第1項の規定に基づく免許の申請の 受付及び当該申請に係る申請書の知事へ の送付に関する事務並びに免許証の交付 に関する事務
- (3) 政令<u>第5条第2項</u>の規定により知事を 経由する同条第1項の規定に基づく医籍 の訂正の申請の受付及び当該申請に係る 申請書の知事への送付に関する事務
- (4) 政令<u>第6条第1項</u>の規定により知事を 経由する同項の規定に基づく医籍の登録 の抹消の申請の受付及び当該申請に係る 申請書の知事への送付に関する事務
- (5) 政令<u>第8条第2項</u>の規定により知事を 経由する同条第1項の規定に基づく免許 証の書換え交付の申請の受付及び当該申 請に係る申請書の知事への送付に関する 事務並びに免許証の交付に関する事務
- (6) 政令<u>第9条第2項</u>の規定により知事を 経由する同条第1項の規定に基づく免許 証の再交付の申請の受付及び当該申請に 係る申請書の知事への送付に関する事務 並びに免許証の交付に関する事務
- (7) 政令<u>第9条第5項及び第10条</u>の規定により知事を経由するこれらの規定に基づく免許証の返納の受付及び知事への送付に関する事務
- 11 歯科医師法(昭和23年法律第202号。以下 この項において「法」という。)及び法の 施行のための規則に基づく事務のうち、次 に掲げるもの
 - (1) 省略
 - (2) 歯科医師法施行令(昭和28年政令第383号。以下この項において「政令」という。)第3条の規定により知事を経由する法第2条の規定に基づく免許の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務
 - (3) 政令<u>第5条第2項</u>の規定により知事を 経由する同条第1項の規定に基づく歯科 医籍の訂正の申請の受付及び当該申請に 係る申請書の知事への送付に関する事務
 - (4) 政令<u>第6条第1項</u>の規定により知事を 経由する同項の規定に基づく歯科医籍の 登録の抹消の申請の受付及び当該申請に 係る申請書の知事への送付に関する事務
 - (5) 政令第8条第2項の規定により知事を 経由する同条第1項の規定に基づく免許

- (2) 医師法施行令(昭和28年政令第382号。 以下この項において「政令」という。) 第1条の規定により知事を経由する法第 6条第1項の規定に基づく免許の申請の 受付及び当該申請に係る申請書の知事へ の送付に関する事務並びに免許証の交付 に関する事務
- (3) 政令第3条第2項の規定により知事を 経由する同条第1項の規定に基づく医籍 の訂正の申請の受付及び当該申請に係る 申請書の知事への送付に関する事務
- (4) 政令<u>第4条第1項</u>の規定により知事を 経由する同項の規定に基づく医籍の登録 の抹消の申請の受付及び当該申請に係る 申請書の知事への送付に関する事務
- (5) 政令<u>第5条第2項</u>の規定により知事を 経由する同条第1項の規定に基づく免許 証の書換え交付の申請の受付及び当該申 請に係る申請書の知事への送付に関する 事務並びに免許証の交付に関する事務
- (6) 政令<u>第6条第2項</u>の規定により知事を 経由する同条第1項の規定に基づく免許 証の再交付の申請の受付及び当該申請に 係る申請書の知事への送付に関する事務 並びに免許証の交付に関する事務
- (7) 政令<u>第6条第5項</u>及び<u>第7条</u>の規定により知事を経由するこれらの規定に基づく免許証の返納の受付及び知事への送付に関する事務
- 11 歯科医師法(昭和23年法律第202号。以下 この項において「法」という。)及び法の 施行のための規則に基づく事務のうち、次 に掲げるもの
 - (1) 省略

保健所を設

置する市

- (2) 歯科医師法施行令(昭和28年政令第383号。以下この項において「政令」という。)第1条の規定により知事を経由する法第2条の規定に基づく免許の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務
- (3) 政令<u>第3条第2項</u>の規定により知事を 経由する同条第1項の規定に基づく歯科 医籍の訂正の申請の受付及び当該申請に 係る申請書の知事への送付に関する事務
- (4) 政令<u>第4条第1項</u>の規定により知事を 経由する同項の規定に基づく歯科医籍の 登録の抹消の申請の受付及び当該申請に 係る申請書の知事への送付に関する事務
- (5) 政令<u>第5条第2項</u>の規定により知事を 経由する同条第1項の規定に基づく免許

保健所を設 置する市

平成20年 3 月28日	<u> </u>	<i>A</i>	水
証の書換え交付の申請の受付及び当該申			証の書換え交付の申請の受付及び当該申
請に係る申請書の知事への送付に関する			請に係る申請書の知事への送付に関する
事務並びに免許証の交付に関する事務			事務並びに免許証の交付に関する事務
(6) 政令第9条第2項の規定により知事を			(6) 政令第6条第2項の規定により知事を
経由する同条第1項の規定に基づく免許			経由する同条第1項の規定に基づく免許
証の再交付の申請の受付及び当該申請に			証の再交付の申請の受付及び当該申請に
係る申請書の知事への送付に関する事務			係る申請書の知事への送付に関する事務
並びに免許証の交付に関する事務			並びに免許証の交付に関する事務
(7) 政令第9条第5項及び第10条の規定に			
			(7) 政令第6条第5項及び第7条の規定に
より知事を経由するこれらの規定に基づ			より知事を経由するこれらの規定に基づ
く免許証の返納の受付及び知事への送付			く免許証の返納の受付及び知事への送付
に関する事務		_	に関する事務
12 省略		_	12 省略
13 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)に	保健所を記	殳	13 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)に 保健所を
基づく事務のうち、同法 <u>第 6 条第 3 項</u> の規	置する市		基づく事務のうち、同法 <u>第7条第3項</u> の規 置する市
定に基づく氏名等の届出の受付及び当該届			定に基づく氏名等の届出の受付及び当該届
出に係る届出書の知事への送付に関する事			出に係る届出書の知事への送付に関する事
務			務
14 医療法(昭和23年法律第205号。以下この	保健所を記	殳	14 医療法(昭和23年法律第205号。以下この 保健所を
項において「法」という。)及び法の施行	置する市		項において「法」という。)及び法の施行 置する市
のための規則に基づく事務のうち、次に掲			のための規則に基づく事務のうち、次に掲
げるもの(<u>第18号の 2</u> から第44号まで及び			げるもの(第19号 から第44号まで及び
第49号から第52号までの事務については、			第49号から第52号までの事務については、
2 以上の市町の区域において病院、診療所			2以上の市町の区域において病院、診療所
若しくは介護老人保健施設又は法第42条に			若しくは介護老人保健施設又は法第42条に
規定する業務を行う施設を開設する医療法			規定する業務を行う施設を開設する医療法
人に係るものを除く。)			人に係るものを除く。)
(1) ~ (18) 省略			(1)~(18) 省略
(18)の2 法第42条の2第1項の規定に基づ			
く社会医療法人の認定に関する事務			
(19) 省略			(19) 省略
(20) 法第42条の2第2項、第45条第2項、			20 法 第45条第 2 項、
第55条第4項(法第57条第5項において			第55条第4項(法第57条第5項において
準用する場合を含む。)、第64条第3			準用する場合を含む。)、第64条第3
項、第64条の2第2項及び第66条第2項			項 及び第66条第2項
項、			項
聴取に関する事務			聴取に関する事務 (21)~(34) 省略
(21)~(34) 省略			() ()
③ 法第64条の2第1項の規定に基づく社			(35) 削除
会医療法人の認定の取消し及び収益業務			
の停止の命令に関する事務			() () ()
(36) ~ (44) 省略			(36) ~ (44) 省略
(4)の2 医療法施行令(昭和23年政令第326			
号。以下この項において「政令」とい			
う。)第3条の3の規定に基づく診療所			
の病床の設置の届出の受付及び当該届出		1 1	
に係る届出書の知事への送付に関する事			
に係る届出書の知事への送付に関する事 務			(6) 医療注体行人(四和22年基人等225日
に係る届出書の知事への送付に関する事			(45) 医療法施行令(昭和23年政令第326号。 以下この頂において「政会・という。)
に係る届出書の知事への送付に関する事 務			(45) 医療法施行令(昭和23年政令第326号。 以下この項において「政令」という。) 第4条第1項の規定に基づく病院の開設

議出に係る福出書の知事への送付に向す 多種稿 (%)-80 名称 (平成20年3月28日	<u> </u>	 		リラグリ
100-12 1 番目	届出に係る届出書の知事への送付に関す			届出に係る届出書の知事への送付に関す	
MO2 医療法(以下この頃において「法」という。) 及び総合協行のための規則に基づく事務のうち、次に関するもの(2以上の市町の医域において海院、診療育剤しくは介護を人保健施以又は決身の条件規定である。	る事務			る事務	
という。) 及び治の条行のための規則に基	(46) ~ (52) 省略			(46) ~ (52) 省略	
づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上 の市町の区域において病院、診療所高しく は介護を人保養組設以は治事の4年の足成す る業務を行う施設を開設する医療法人に係 もものに限る。) (注) 透展配金の支割 1項(法療除表の2類 1項の歴史に上び認み替えて機能される 塩色を含む。)の規定に基づく社会医療 法人の意変の単語の受付及び過速申請に 扱る避費の到地への受付と関する事務 企びに配金と書の交付に関する事務 企びに関する。)の規定に基づく事務のうち、次に万にものための規則に基づく事務のうち、次に所げるもの(2以上の市町の区域 にわたるものに関するものを除く。) (注・2	14の2 医療法(以下この項において「法」	保健所を設	14	の2 医療法(以下この項において「法」	保健所を設
の市町の区域において病域、炒傷所名しく は方律が大便養施収支は海和公束に限定す 含著核を行う動物を開設する医療法人に係 含ものに限る。) (1) 法親紀集の2第1項(法第6条の2数 1項の歴史により強力性人間する原産 法人の過差の申請の受付を対する研究 遂びに取足書の受付に関する事務 (1) の2	という。)及び法の施行のための規則に基	置する市		という。)及び法の施行のための規則に基	置する市
は介護老人保健施設又は法策企条に規定する業務を行う施設を開設する最前法人に係るものに限る。) 1. 法第40条の2第1項(法策総条の2第 1項の設定しより返送性工程を指数である。 1. 独立な会の2第1項の投資と可能の表面を接続したのである。 1. は今3 土地改良法(総和24年法律第195号、以下この活において「法」という。)及び一直及び他部での申認の受付及び当該申請にした。 1. は今3 土地改良法(総和24年法律第195号、以下この活において「法」という。)及び一直及び他部である。 1. は今3 土地改良法(総和24年法律第195号、以下この活において「法」という。)及び一直及び他部である。 1. はたまるものに関するものを除く。) (3) 一部 省略 1. は今3 土地改良法(総和24年法律第195号、以下この活において「法」という。)及び一直及び他部では、この場において「法」という。)及び一直及び他部である。 2. 定額基準法(案約25年法律第201号、以下この場において「法」という。)及び一般が同じまして、当」という。)及び他部では、100年のおいてが法」という。)及び他部が同じまして、当」という。)及び他部が同じまして、当」という。)及び他部が同じまして、当」という。)及び他部が同じまして、当」という。)及び法の協行のための規則に基づく事務のうち、次に同げるもの(3) に関するものを除く。) (4) 一部 省略 15 ~ 19 省略 16 ~ 19 省略 16 ~ 19 音をのの対象には、10 を表し、 (1) ~ 10 省略 17 (14) 省略 18 ~ 16 名称 (1) ・ (1) 名称 (1) 名	づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上			づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上	
	の市町の区域において病院、診療所若しく			の市町の区域において病院、診療所若しく	
1 法第42年の2 第 1 項(法第40条の2 第 1 項の規定により読み替えて適用される 連合を含む。)の規定に基づして 社会医療 法人の認なの申請の受付及び自該申請に	は介護老人保健施設又は法第42条に規定す			は介護老人保健施設又は法第42条に規定す	
(1) 法第42条の2第1項(法類6条の2第	る業務を行う施設を開設する医療法人に係			る業務を行う施設を開設する医療法人に係	
1項の規定により請み替えて適用される 増きを含む。) の規定に基づく技術医療 10の2 名略 20 - 20 名称 20 - 20 20 - 20 - 20 20 - 20 - 20	るものに限る。)			るものに限る。)	
場合を含む。)の規定に基づく社会要整 注入の認定の申請の受付及び当該申請に 低を申請の対理・への送付に関する事務 (2) - 03 省略 (2) - 03 省略 (2) - 03 省略 (3) - 03 省略 (4) - 03 イ 土地改良法(昭和24年注申第195号。 以下この頃において「法」という。)及び 活の原行のための規則に基づく事務のう 方、次に掲げるもの(2 以上の市町の区域 にわたるものに関するものを徐く。) (1) - 03 省略 (5) - 19 省略 (5) - 19 省略 (5) - 19 名略 (6) - 2 法第57条の2 第 1 項の規定に基づ (4) 2 法第57条の2 第 1 項の規定に基づ (4) 2 法第57条の2 第 1 項の規定に基づ (4) 2 法第57条の2 第 1 項の規定に基づ (5) - (6) 省略 (6) - (6) 省略 (7) 法第36条第 1 項の規定に基づ (8) - (7) 名称 (8) - (8) 名称 (9) - (8) 名称 (10) - (8) 名称 (11) - (8) 名称 (12) - (8) 名称 (13) - (8) 名称 (14) 3 土地改良法(規和24年注单第195号。 以下この頃において「法」という。)及び (11) - (9) 名称 (11) - (9) 名称 (12) - (9) 名称 (13) - (8) 名称 (14) 3 土地改良法(規和24年注单第195号。 以下この頃において「法」という。)及び (2) 一般 名称 (2) - (3) 省略 (3) - (4) 名称 (4) 2 法第1項の規定に基づ (4) 2 法第25条第 1項の規定に基づ (4) 名称 (5) - (6) 名称 (7) 法第36条第 1項及び第 2 頃の規定に基づ (7) 法第36条第 1項及び第 2 頃の規定に基づ (7) 法第36条第 1項及び第 2 頃の規定に基づ (7) 法第36条第 1項及び第 2 頃の規定に基づ (5) - (6) 名称 (7) 法第36条第 1項及び第 2 頃の規定に基づ (7) 法第36条第 1項及び第 2 頃の規定に基づ (8) - (6) 名略 (7) 法第36条第 1項及び第 2 頃の規定に基づ (7) 法第36条第 1項の規定 (8) - (8) 名略 (9) - (8) 名称 (10) - (8) 名称 (11) - (9) 名称 (12) - (9) 名称 (13) - (9) 名称 (14) 3 土地改良と(規定) (14) 3 土地改良と(規定) (15) - (16) 名称 (16) 名称 (17) 法第36条第 1項及び第 2 頃の規定に基づ (17) 法第36条第 1項及び第 2 頃の規定 (17) 法第36条第 1 項及び第 2 頃の規定 (17) 法第36条第 1 項及び第 2 頃の規定 (18) - (18) 名称 (19) - (14) 名称 (10) - ((1) 法第42条の2第1項(法第68条の2第				
注入の認定の申請の受付及び当該申請に 係名申證書の知事への送付に関する事務 10.02 省略 12.1 20 20 20 20 20 20 20 2	1項の規定により読み替えて適用される				
(3) 1 (3) 2 (3	場合を含む。)の規定に基づく社会医療				
並びに認定量の交付に関する事務	法人の認定の申請の受付及び当該申請に				
11の2 名略 (2) - (3) 名称 (2) - (係る申請書の知事への送付に関する事務				
14の3 土地改良法(昭和24年法律第195号。	並びに認定書の交付に関する事務				
14の3 土地改良法(昭和24年法律第195号。 今治市 大	(1) の2 省略			(1) 省略	
以下この頃において「法」という。)及び 法の施行のための規則に基づく事務のう ち、次に掲げるもの(2 以上の市町の区域 にわたるものに関するものを除く。)	(2)~(20) 省略			(2)~(20) 省略	
法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。) (1)-000 省略 15-19 省略 20 建業基準法(昭和25年法律第201号。以下 日市町(法元の類において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものの規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの。 第4条第1 項表しては 第2項又は 第39条の2 第1項の規定に基づ 第1項の建立の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関連の関連の	14の3 土地改良法(昭和24年法律第195号。	今治市 <u>、大</u>	14	の3 土地改良法(昭和24年法律第195号。	今治市
ち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。) (1)~0.0 省略	以下この項において「法」という。)及び	<u>洲市、西予</u>		以下この項において「法」という。)及び	
にわたるものに関するものを除く。) (1) - 0.0 省略 20 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下 この頃において「法」という。)及び法の 施行のための規則に基づく事務のうち、次 に掲げるもの 第 1項 石	法の施行のための規則に基づく事務のう	<u>市</u> 及び松前		法の施行のための規則に基づく事務のう	及び松前
(1) - 000 省略 15 - 19 省略 20 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下 この頃において「法」という。)及び法の 施行のための規則に基づく事務のうち、次 に掲げるもの (1) - (4) 省略 第 4 条第 1 項表しくは 第 2 項又は 第 2 項及は 第 2 項及とは 第 2 項を 第 2 項及とは 第 2 項を 第 2 可を 第 2	ち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域	町		ち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域	町
15-19 省略 20 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下	にわたるものに関するものを除く。)			にわたるものに関するものを除く。)	
20 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下 この頃において「法」という。)及び法の 施行のための規則に基づく事務のうち、次 に掲げるもの (1)-(4) 省略 (4)の2 法第57条の2第1項の規定に基づ (特例容積率適用地区内における建築物 の特例容積率の限度の指定の申請の受付 及び当該申請に係る申請書の知事への送 付に関する事務 (4)の3 法第57条の3第1項の規定に基づ (特例容積率適用地区内における建築物 の特例容積率の限度の指定の取消しの申 請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送 例に係る認定の申請の受付及び当該申請 に、る申請書の知事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ づく一定の建築物 に対する制限の特 例に係る認定の申請の受付及び当該申請 に、係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特 例に係る認定の申請の受付及び当該申請 に、係る申請書の知事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第3項及び第2項の規定に基づ (7) 公主 法第86条第3項及び第2項の規定に基づく一定の複数建築物に対する制限の特 例に係る認定の申請の受付及び当該申請 に、係る申請書の知事への送付に関する事務 (7) の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特 例に係る認定の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7) の3 法第56条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の複数建築物に対する制限の特 例に係る認定の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事務	(1)~(10) 省略			(1)~(10) 省略	
正の頃において「法」という。)及び法の 施行のための規則に基づく事務のうち、次 に掲げるもの (1)~(4) 省略 (4)の2 法第57条の2第1項の規定に基づ (特例容積率適用地区内における建築物 の特例容積率の限度の指定の申請の受付 及び当該申請に係る申請書の如事への送 付に関する事務 (4)の3 法第57条の3第1項の規定に基づ (特例容積率適用地区内における建築物 の特例容積率の限度の指定の取済しの申 請の受付及び当該申請に係る申請書の如 事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (8) (6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (8) (6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づ (8) (6) 省略 (7) 法第86条第1项及び第2項の規定に基づ (6) 首略 (7) 法第86条第1项及び第2項の規定に基づ (7) 法第86条第1项及び第2項の規定に基づ (8) (6) 省略 (7) 法第86条第1项及び第2項の規定に基づ (7) 法第86条第1项及び第2項の規定に基づ (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8)	15~19 省略		15	~19 省略	
施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)-(4) 省略 第 2 項又は第 2 項又は第 2 項又は第 3 7条の 2 第 1 項の規定に基づく特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(5)・(6) 省略 (7) 法第 3 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく一定の建築物 一に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(7) 2 法第 3 6 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく一定の建築物 に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(7) 2 法第 3 6 条第 3 項及び第 4 項の規定 上基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(7) 2 法第 3 6 条第 3 項及び第 4 項の規定 上基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(7) 2 法第 3 6 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(7) 2 法第 3 6 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(7) 2 法第 3 6 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(7) 2 2 法第 3 6 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく一定の建築物に対する制限の特別に係る申請書の知事への送付に関する事務(7) 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	20 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下	各市町 (法	20	建築基準法(昭和25年法律第201号。以下	各市町(法
に掲げるもの (1)-(4) 省略 (4)の2 法第57条の2第1項の規定に基づ (5特例容積率適用地区内における建築物 の特例容積率の限度の指定の申請の受付 及び当該申請に係る申請書の知事への送 付に関する事務 (4)の3 法第57条の3第1項の規定に基づ (5・6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基 づく一定の建築物 に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る部面の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る部面の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る部面の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る部面の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る部面の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事務	この項において「法」という。)及び法の	第 4 条第 1		この項において「法」という。)及び法の	第 4 条第 1
(1)~(4) 省略 (4)の2 法第57条の2第1項の規定に基づ (特例容積率適用地区内における建築物 の特例容積率の限度の指定の申請の受付 及び当該申請に係る申請書の知事への送 付に関する事務 (4)の3 法第57条の3第1項の規定に基づ く特例容積率の限度の指定の取消しの申 請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基 づく一定の建築物 に対する制限の特 例に係る認定の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特 例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特 例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事務	施行のための規則に基づく事務のうち、次	項若しくは		施行のための規則に基づく事務のうち、次	項若しくは
(4)の2 法第57条の2第1項の規定に基づ	に掲げるもの	第2項又は		に掲げるもの	第2項又は
(特別容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の申請の受付人び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (4)の3 法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第3項及び第4項の規定に基づく一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	(1)~(4) 省略	第97条の2		(1)~(4) 省略	第97条の2
の特例容積率の限度の指定の申請の受付 及び当該申請に係る申請書の知事への送 (市を除 人 の 3 法第57条の 3 第 1 項の規定に基づ 人 特例容積率適用地区内における建築物 の特例容積率の限度の指定の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく一定の建築物 に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の 2 法第86条第 3 項及び第 4 項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る部での申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の 2 法第86条第 3 項及び第 4 項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の 2 法第86条第 3 項及び第 4 項の規定 (4)の規定 (4)の規定 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の 2 法第86条第 3 項及び第 4 項の規定 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第 1 項及び第 2 項の規定 (6) (6) 省略 (7) 法第86条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6)	(4)の2 法第57条の2第1項の規定に基づ	第1項の建			第1項の建
及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 く。) (4)の3 法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づく一定の建築物 に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づく一定の建築物 に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (6) (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づく一定の建築物 に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る部可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7) 法第86条第3項及び第4項の規定に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	く特例容積率適用地区内における建築物	築主事を置			築主事を置
付に関する事務	の特例容積率の限度の指定の申請の受付	く市を除			
(4)の3 法第57条の3第1項の規定に基づ く特例容積率適用地区内における建築物 の特例容積率の限度の指定の取消しの申 請の受付及び当該申請に係る申請書の知 事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基 づく一定の建築物 に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事 務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 正基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事 務	及び当該申請に係る申請書の知事への送	(.)			(.)
 〈特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づく一定の建築物 に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7) (5)・(6) 省略 (7) (5)・(6) イン・(6)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7)・(7					
の特例容積率の限度の指定の取消しの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく一定の建築物 に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の 2 法第86条第 3 項及び第 4 項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務					
請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく一定の建築物 に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第 3 項及び第 4 項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第 3 項及び第 4 項の規定 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第 1 項及び第 2 項の規定 (5) 第86条第 2 項及び第 2 項を 2 項					
事への送付に関する事務 (5)・(6) 省略 (7) 法第86条第 1 項及び第 2 項の規定に基 づく一定の建築物 に対する制限の特 例に係る認定の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事 務 (7) の 2 法第86条第 3 項及び第 4 項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特 例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事 務					
(5)・(6) 省略 (7) 法第86条第1項及び第2項の規定に基づく一定の建築物 に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事務					
(7) 法第86条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく一定の建築物 に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7) の 2 法第86条第 3 項及び第 4 項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事務				(E) (C) (I) mb	
づく一定の <u>建築物</u> に対する制限の特例に係る認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務					
例に係る認定の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事 務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特 例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事 務					
に係る申請書の知事への送付に関する事務 (7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事務					
務 (7)の2 法第86条第 3 項及び第 4 項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特 例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事 務					
(7)の2 法第86条第3項及び第4項の規定 に基づく一定の建築物に対する制限の特 例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事					
に基づく一定の建築物に対する制限の特 例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事 務					
例に係る許可の申請の受付及び当該申請 に係る申請書の知事への送付に関する事 務					
に係る申請書の知事への送付に関する事 <u>務</u>					
<u>務</u>					
(8) 法第86条の2第1項の規定に基づく公 (8) 法第86条の2第1項の規定に基づく公					
	(8) 法第86条の2第1項の規定に基づく公			(8) 法第86条の2第1項の規定に基づく公	

告対象区域内 における同一敷地内建 告認定対象区域内における一敷地内認定 建築物以外の建築物の位置及び構造の認 築物 以外の建築物の位置及び構造の認 定の申請の受付並びに当該申請に係る申 定の申請の受付並びに当該申請に係る申 請書の知事への送付に関する事務 請書の知事への送付に関する事務 (8)の2 法第86条の2第2項の規定に基づ く公告認定対象区域内における一敷地内 認定建築物以外の建築物の各部分の高さ 又は容積率の特例に係る許可の申請の受 付及び当該申請に係る申請書の知事への 送付に関する事務 (8)の3 法第86条の2第3項の規定に基づ く公告許可対象区域内における一敷地内 許可建築物以外の建築物の許可の申請の 受付及び当該申請に係る申請書の知事へ の送付に関する事務 (9) 法第86条の5第1項の規定に基づく一 (9) 法第86条の5第1項の規定に基づく一 定の建築物 の認定又は許可の取消し 定の複数建築物の認定 の取消し の申請の受付及び当該申請に係る申請書 の申請の受付及び当該申請に係る申請書 の知事への送付に関する事務 の知事への送付に関する事務 (9)の2 法第86条の8第1項及び第3項の 規定に基づく既存の一の建築物の工事の 全体計画及び全体計画の変更の認定の申 請の受付並びに当該申請に係る申請書の 知事への送付に関する事務 (10)~(13) 省略 (10)~(13) 省略 法第97条の 20の2 建築基準法(以下この項において 法第97条の 20の2 建築基準法(以下この項において 「法」という。)及び法の施行のための規 「法」という。)及び法の施行のための規 2 第 1 項の 2 第 1 項の 則に基づく事務のうち、前項第1号から第 則に基づく事務のうち、前項第1号から第 建築主事を 建築主事を 3 号まで及び<u>第 5 号</u>から第13号までに 3 号まで及び第 4 号の 2 から第13号までに 置く市 置く市 掲げるもの(同項第7号から第9号の2ま 掲げるもの(同項第7号から第9号 ま でに掲げる事務にあっては建築基準法施行 でに掲げる事務にあっては建築基準法施行 令(昭和25年政令第338号)第148条第1項 令(昭和25年政令第338号)第148条第1項 各号に掲げる建築物又は工作物に係るもの 各号に掲げる建築物又は工作物に係るもの を、前項第11号及び第13号に掲げる事務に を、前項第11号及び第13号に掲げる事務に あっては同条第2項第1号及び第2号に掲 あっては同条第2項第1号及び第2号に掲 げる規定に係る事務でこれらの建築物又は げる規定に係る事務でこれらの建築物又は 工作物に係るものを除く。) 工作物に係るものを除く。) 21~26 省略 21~26 省略 26の2 旅券法(昭和26年法律第267号。以下 今治市、宇 この項において「法」という。)に基づく 和島市、八 事務のうち、次に掲げるもの(急を要する 幡浜市、新 場合その他の規則で定める場合を除く。) 居浜市、西 (1) 法第3条第1項の規定に基づく一般旅 条市、大洲 <u>市、</u>四国中 券の発給の申請の受理及び当該申請に係 る申請書の知事への送付に関する事務 央市、西予 (2) 法第3条第2項ただし書の規定に基づ 市、上島 く申請者の身分上の事実の確認に関する 町、久万高 事務 <u>原町、内子</u> (3) 法第3条第2項第2号の規定に基づく 町、伊方 申請者の身分上の事実の認定に関する事 町、松野 町、鬼北町

(4) 法第3条第3項の規定に基づく申請者

及び愛南町

1,7,20 1 0 / 3 2 0 1		*1	371 .	
が人違いでないこと等の確認に関する事				
<u>務</u>				
(5) 法第8条第1項(法第10条第4項及び				
第12条第3項において準用する場合を含				
む。)の規定に基づく一般旅券の交付に				
関する事務				
(6) 法第8条第3項の規定に基づく出頭を				
求めることなく行う一般旅券の交付に関				
する事務				
(7) 法第10条第 1 項ただし書の規定に基づ				
く一般旅券の記載事項の訂正の申請の <u>受</u>				
理及び当該申請に係る申請書の知事への				
送付に関する事務				
(8) 法第12条第 1 項の規定に基づく一般旅				
券の査証欄の増補の申請の受理及び当該				
申請に係る申請書の知事への送付に関す				
る事務 (a) 注第17名第 1 西乃が第 2 西の坦宁に甘				
(9) 法第17条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく一般旅券の紛失又は焼失の届出の受				
理及び当該届出に係る届出書の知事への				
送付に関する事務				
(10) 法第17条第3項の規定に基づく届出者				
が人違いでないこと等の確認に関する事				
務				
22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22				
べき旅券の受理に関する事務				
(12) 法第19条第6項の規定に基づく返納を				
受けた旅券の還付に関する事務				
	宇和島市、	26の2 農地法(昭和27年法律第229号。以下	宇和島市	
この項において「法」という。)に基づく	八幡浜市、	この項において「法」という。)に基づく) 14 EU 15	
事務のうち、次に掲げるもの	新居浜市、	事務のうち、次に掲げるもの	` 新居浜市、	
(1)~(3) 省略	西条市、大	(1)~(3) 省略	西条市	
	洲市、伊予			
	市、四国中		、四国中	
	一 央市 <u>、西予</u>		— 央市	
	市、東温			
	市、久万高			
	原町、砥部			
	町、内子			
	町、伊方			
	<u>町</u> 、松野		_ 、 松 野	
	町、鬼北町		町、鬼北町	
	及び愛南町		及び愛南町	
26の4 商工会議所法(昭和28年法律第143	大洲市、四			
号。以下この項において「法」という。)	国中央市、			
に基づく事務のうち、次に掲げるもの	西予市、久			
(1) 商工会議所法施行令(昭和28年政令第	万高原町及			
315号。以下この項において「政令」とい	び伊方町			
う。)第7条第1項第1号の規定に基づ				
く法第7条第2項に規定する特定商工業				
者の該当基準の引上げの許可に関する事				
<u>務</u>				
	ĺ		1	

	1 11/1/20 1 0 / 320 1				710 100 0	371 .	_
	(2) 政令第7条第1項第2号の規定に基づ						
	く法第10条第2項及び第3項に規定する						
	法定台帳の作成期間の延長の承認に関す						
	る事務						
	③ 政令第7条第1項第3号の規定に基づ						
	く法第12条第1項に規定する負担金の賦						
	課の許可に関する事務						
	(4) 政令第7条第1項第4号の規定に基づ						
	く法第46条第2項及び同条第4項におい						
	て準用する法第28条に規定する定款の変						
	更の認可に関する事務						
	(5) 政令第7条第1項第5号の規定に基づ						
	く法第57条に規定する収支決算等の報告						
	の受理に関する事務						
	(6) 政令第7条第1項第6号の規定に基づ						
	く法第58条第1項に規定する報告の徴収						
	及び検査に関する事務						
	(7) 政令第7条第1項第7号の規定に基づ						
	く法第59条第1項に規定する警告及び業						
	務の停止に関する事務						
	(8) 政令第7条第1項第7号の規定に基づ						
	<u>く</u> 法第59条第 4 項に規定する意見の聴取						
	に関する事務						
	(9) 政令第7条第2項の規定に基づく経済						
	産業大臣への報告に関する事務			-			
	27 土地区画整理法(昭和29年法律第119号。	今治市、新			27 土地区画整理法(昭和29年法律第119号。	今治市、新	
	以下この項において「法」という。)に基	居浜市、大			以下この項において「法」という。)に基	居浜市	
	づく事務のうち、個人施行者又は土地区画	<u>洲市</u> 及び東			づく事務のうち、個人施行者又は土地区画	及び東 :==	
	整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの(施行地区若しくは施	温市			整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの(施行地区若しくは施	温市	
	行区域が2以上の市町の区域にわたるもの				行区域が 2 以上の市町の区域にわたるもの		
	又は第1号から第9号まで及び第11号から				又は第1号から第9号まで及び第11号から		
	第15号までの事務については施行面積が10				第15号までの事務については施行面積が10		
	ヘクタール以上のものに関するものを除				ヘクタール以上のものに関するものを除		
	<.)				<.)		
	(1)~(15) 省略				(1)~(15) 省略		
	28 省略				28 省略		
	28の2 土地区画整理法に基づく事務のう	今治市	1				
	ち、独立行政法人都市再生機構が施行する						
	土地区画整理事業に関する同法第76条の規						
	定に基づく施行地区内における土地の形質						
	の変更若しくは建築物その他の工作物の新						
	築、改築若しくは増築又は移動の容易でな						
	い物件の設置若しくは堆積の許可及び土地						
	の原状回復又は建築物その他の工作物若し						
	くは物件の移転若しくは除却の命令に関す						
	る事務						
	29 歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以	保健所を設			29 歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以	保健所を設	
	下この項において「法」という。)及び法	置する市			下この項において「法」という。)及び法	置する市	
	の施行のための規則に基づく事務のうち、				の施行のための規則に基づく事務のうち、		
	次に掲げるもの				次に掲げるもの		
	(1) 法 <u>第6条第3項</u> の規定に基づく氏名等				(1) 法 <u>第7条第3項</u> の規定に基づく氏名等		

の届出の受付及び当該届出に係る届出書 の知事への送付に関する事務			の届出の受付及び当該届出に係る届出書 の知事への送付に関する事務	
(2)~(11) 省略			(2)~(11) 省略	
30 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。	各市		30 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。	各市
以下この項において「法」という。)及び	П 112		以下この項において「法」という。)及び	H 19
法の施行のための規則に基づく事務のう			法の施行のための規則に基づく事務のう	
ち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域			ち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域	
にわたるものに関するものを除く。)			にわたるものに関するものを除く。)	
(1) 省略			(1) 省略	
(2) 法第31条の2第2項第15号八の規定に			(2) 法第31条の2第2項第14号八の規定に	
基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用			基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用	
に供される優良な宅地の供給に寄与する			に供される優良な宅地の供給に寄与する	
ものであることについての認定(適合証			ものであることについての認定(適合証	
明を含む。)の申請の受付及び当該申請			明を含む。)の申請の受付及び当該申請	
に係る申請書の知事への送付に関する事			に係る申請書の知事への送付に関する事	
務			務	
(3) 法第62条の3第4項第15号八の規定に			47 (3) 法第62条の3第4項第14号八の規定に	
基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用			基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用	
に供される優良な宅地の供給に寄与する			に供される優良な宅地の供給に寄与する	
ものであることについての認定(適合証			ものであることについての認定(適合証	
明を含む。)の申請の受付及び当該申請			明を含む。)の申請の受付及び当該申請	
に係る申請書の知事への送付に関する事			に係る申請書の知事への送付に関する事	
務			務	
(4)·(5) 省略			(4) · (5) 省略	
31 省略			31 省略	
32 租税特別措置法(以下この項において	各町		│ │ 32 租税特別措置法(以下この項において	│ │ 各町
「法」という。)及び法の施行のための規			「法」という。)及び法の施行のための規	
則に基づく事務のうち、次に掲げるもの			則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	
(2以上の市町の区域にわたるものに関す			│ │ (2以上の市町の区域にわたるものに関す	
るものを除く。)			るものを除く。)	
(1) 省略			(1) 省略	
(2) 法第31条の2第2項第15号八の規定に			(2) 法第31条の2第2項第14号八の規定に	
基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用			基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用	
に供される優良な宅地の供給に寄与する			に供される優良な宅地の供給に寄与する	
ものであることについての認定(適合証			ものであることについての認定(適合証	
明を含む。)の申請の受付及び当該申請			明を含む。)の申請の受付及び当該申請	
に係る申請書の知事への送付に関する事			に係る申請書の知事への送付に関する事	
務			務	
(3) 法第62条の3第4項第15号八の規定に			(3) 法第62条の3第4項第14号八の規定に	
基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用			基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用	
に供される優良な宅地の供給に寄与する			に供される優良な宅地の供給に寄与する	
ものであることについての認定(適合証			ものであることについての認定(適合証	
明を含む。)の申請の受付及び当該申請			明を含む。)の申請の受付及び当該申請	
に係る申請書の知事への送付に関する事			に係る申請書の知事への送付に関する事	
務			務	
(4) • (5) 省略			(4)・(5) 省略	
33~37 省略			33~37 省略	
37の2 工場立地法(昭和34年法律第24号。	四国中央市			
以下この項において「法」という。)及び				
	1	1 1	I.	I .
工場立地の調査等に関する法律の一部を改				

	平成20年 3 月28日	安 以	Z	5	元 和	第1950	号外 1	
1		1	1	1 1		1		1 1
	(1) 法第6条第1項の規定に基づく特定工							
	場の新設の届出の受理に関する事務							
	(2) 法第7条第1項の規定に基づく政令の							
	改廃により新たに法第6条第1項の適用							
	を受けることとなる特定工場に係る変更							
	等の届出の受理に関する事務							
	(3) 法第8条第1項の規定に基づく届出事							
	項の変更の届出の受理に関する事務							
	(4) 法第9条第1項の規定に基づく特定工							
	場の設置場所に関し必要な事項の勧告に							
	関する事務							
	(5) 法第9条第2項の規定に基づく法第6							
	条第 1 項第 5 号及び第 6 号の事項に関し							
	(6) 法第10条第1項の規定に基づく勧告に							
	係る事項の変更の命令に関する事務							
	(7) 法第11条第2項の規定に基づく期間の							
	短縮に関する事務							
	(8) 法第12条の規定に基づく氏名等の変更							
	の届出の受理に関する事務							
	(9) 法第13条第3項の規定に基づく地位の							
	承継の届出の受理に関する事務							
	10) 工場立地の調査等に関する法律の一部							
	を改正する法律附則第3条第1項の規定							
	に基づく特定工場に係る変更等の届出の							
	受理に関する事務 							
	38 省略				38 省略			
	 39 商工会法(昭和35年法律第89号。以下こ	大洲市、四			39 削除			
	の項において「法」という。)に基づく事	国中央市、			<u> </u>			
	務のうち、次に掲げるもの	西予市、久						
	(1) 商工会法第60条の規定により都道府県	万高原町及						
	が処理する事務に関する政令(昭和35年	び伊方町						
	政令第149号。以下この項において「政	0 1/ / / / /						
	令」という。)第1号の規定に基づく法							
	第23条第1項に規定する商工会の設立の							
	認可に関する事務							
	(2) 政令第1号の規定に基づく法第23条第							
	3項(法第44条第4項(法第48条第5項							
	において準用する場合を含む。)及び法							
	第52条の2第5項において準用する場合							
	を含む。)に規定する設立等の認可に係							
	る意見の聴取に関する事務							
	③ 政令第2号の規定に基づく法第24条							
	(法第44条第4項(法第48条第5項にお							
	いて準用する場合を含む。)、法第52条							
	<u>の2第5項及び法第54条第4項において</u>							
	準用する場合を含む。)に規定する設立							
	等の認可又は不認可の通知に関する事務							
	(4) 政令第3号の規定に基づく法第42条第							
	5項(法第48条第5項において準用する							
	場合を含む。)に規定する総会等の招集							
	の承認に関する事務							
1 1	,	1	1			I		1 1

(2) 薬剤師法施行令(昭和36年政令第13 号。以下この項において「政令」とい う。)第1条の規定により知事を経由す る法第2条の規定に基づく薬剤師の免許 の申請の受付及び当該申請に係る申請書 の知事への送付に関する事務並びに免許

		l I	1	1	1
	証の交付に関する事務				
	③ 政令第3条第2項の規定により知事を				
	経由する同条第1項の規定に基づく薬剤				
	師名簿の訂正の申請の受付及び当該申請				
	に係る申請書の知事への送付に関する事				
	<u>務</u>				
	(4) 政令第4条第1項の規定により知事を				
	経由する同項の規定に基づく薬剤師名簿				
	の登録の消除の申請の受付及び当該申請				
	に係る申請書の知事への送付に関する事				
	<u>務</u>				
	(5) 政令第5条第2項の規定により知事を				
	経由する同条第1項の規定に基づく免許				
	証の書換え交付の申請の受付及び当該申				
	請に係る申請書の知事への送付に関する				
	事務並びに免許証の交付に関する事務				
	(6) 政令第6条第2項の規定により知事を				
	経由する同条第1項の規定に基づく免許				
	証の再交付の申請の受付及び当該申請に				
	係る申請書の知事への送付に関する事務				
	並びに免許証の交付に関する事務				
	(7) 政令第6条第5項及び第7条の規定に				
	より知事を経由するこれらの規定に基づ				
	く免許証の返納の受付及び知事への送付				
	<u>に関する事務</u>				
	<u>40の3</u> 宅地造成等規制法(昭和36年法律第	今治市 <u>、宇</u>		40の2 宅地造成等規制法(昭和36年法律第	今治市 <u>及び</u>
	191号。以下この項において「法」とい	和島市、新		191号。以下この項において「法」とい	新居浜市
	う。)及び法の施行のための規則に基づく	居浜市及び		う。)及び法の施行のための規則に基づく	
	事務のうち、次に掲げるもの	大洲市		事務のうち、次に掲げるもの	
	(1)~(9) 省略			(1)~(9) 省略	
	41~49の2 省略			41~49の2 省略	
	50 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下	今治市 <u>、宇</u>		50 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下	今治市
	この項において「法」という。)及び法の	<u>和島市</u> 、新		この項において「法」という。)及び法の	、新
	施行のための規則に基づく事務のうち、次	居浜市 <u>、西</u>		施行のための規則に基づく事務のうち、次	居浜市 <u>及び</u>
	に掲げるもの	条市及び大		に掲げるもの	西条市
	(1)~(15) 省略	<u>洲市</u>		(1)~(15) 省略	
	50の2 省略			50の2 省略	
	51 都市計画法(以下この項において「法」	各市町(中		51 都市計画法(以下この項において「法」	各市町(中
	という。)及び法の施行のための規則に基	核市、今治		という。)及び法の施行のための規則に基	核市、今治
	づく事務のうち、次に掲げるもの	市、宇和島		づく事務のうち、次に掲げるもの	市
	(1) ~ (15) 省略	<u>市</u> 、新居浜		(1)~(15) 省略	、新居浜
		一 市 <u>、西条市</u>			ー 市 <u>及び西条</u>
		及び大洲市			市
		を除く。)			を除く。)
	52~55の2 省略			52~55の2 省略	
	55の3 公有地の拡大の推進に関する法律	松前町及び			
	(昭和47年法律第66号。以下この項におい	内子町			
	て「法」という。)に基づく事務のうち、				
	次に掲げるもの				
	(1) 法第4条第1項の規定に基づく土地を				
	譲渡しようとする場合の届出の受理に関				

十13,20年 5 月20日				7000	
 する事務					
地方公共団体等による買取り希望の申出					
の受理に関する事務					
(3) 法第6条第1項の規定に基づく土地の					
買取りの協議を行う地方公共団体等の決					
定及び協議を行う旨の通知に関する事務					
(4) 法第6条第3項の規定に基づく土地の					
買取りを希望する地方公共団体等がない					
旨の通知に関する事務					
		-	(1)		
56 省略			56 省略		
56の2 生活関連物資等の買占め及び売惜し 	今治市、宇				
みに対する緊急措置に関する法律(昭和48	和島市、八				
年法律第48号。以下この項において「法」	幡浜市、新				
という。)に基づく事務のうち、次に掲げ	居浜市、西				
<u>るもの</u>	条市、大洲				
(1) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみ	市、伊予				
に対する緊急措置に関する法律施行令	市、四国中				
(昭和48年政令第200号。以下この項にお	央市、西予				
<u>いて「政令」という。)第2条第1項第</u>	市、東温				
2 号及び第 3 号の規定に基づく法第 3 条	市、上島				
に規定する特定物資の価格の動向等の調	町、久万高				
査に関する事務	原町、松前				
(2) 政令第2条第1項第2号及び第3号の	町、砥部				
規定に基づく法第4条第1項に規定する	町、内子				
特定物資の売渡しの指示に関する事務	町、伊方				
③ 政令第2条第1項第2号及び第3号の	町、松野				
規定に基づく法第4条第2項に規定する	町、鬼北町				
特定物資の売渡しの命令に関する事務	及び愛南町				
(4) 政令第2条第1項第2号及び第3号の 規定に基づく法第4条第4項に規定する					
 					
規定に基づく法第4条第5項に規定する 裁定をした旨の通知に関する事務					
後に全じた自の通知に関する事務 (6) 政令第2条第1項第2号及び第3号の					
規定に基づく法第5条第1項に規定する					
税をに基づく法第3 宗第1 頃に焼たする 報告の徴収及び立入検査等に関する事務					
(7) 政令第2条第2項の規定に基づく法第					
5条第2項に規定する立入検査等に関す					
る事務					
	1 300	1			
56の3 中小小売商業振興法(昭和48年法律	大洲市、久				
第101号。以下この項において「法」とい	万高原町、				
う。)に基づく事務のうち、次に掲げるも	松前町及び				
<u>0</u>	伊方町				
(1) 中小小売商業振興法施行令(昭和48年					
政令第286号。以下この項において「政					
令」という。)第11条の規定に基づく法					
第4条第1項に規定する商店街整備計画					
の認定に関する事務					
② 政令第11条の規定に基づく法第4条第					
2 項に規定する店舗集団化計画の認定に					

	1,0000 1 0 / 3 2 0 1				371 .
	関する事務				
	③ 政令第11条の規定に基づく法第4条第				
	3 項に規定する共同店舗等整備計画の認				
	定に関する事務				
	(4) 政令第11条の規定に基づく法第4条第				
	6項に規定する商店街整備等支援計画の				
	認定に関する事務				
	(5) 政令第11条の規定に基づく法第4条第				
	8項(政令第9条第3項において準用す				
	る場合を含む。)に規定する協議に関す				
	<u>る事務</u>				
	(6) 政令第11条の規定に基づく法第13条第				
	1 項に規定する報告の徴収に関する事務				
	(7) 政令第11条の規定に基づく政令第9条				
	第1項に規定する高度化事業計画の変更				
	の認定に関する事務				
	(8) 政令第11条の規定に基づく政令第9条				
	第2項に規定する高度化事業計画の認定				
	の取消しに関する事務				
	<u>56の4</u> 省略		.	<u>56の2</u> 省略	
	56の5 国民生活安定緊急措置法(昭和48年	<u>今治市、宇</u>			
	法律第121号。以下この項において「法」と	和島市、八			
	いう。)に基づく事務のうち、次に掲げる ・	幡浜市、新			
	<u> </u>	居浜市、西			
	(1) 国民生活安定緊急措置法施行令(昭和	<u>条市、大洲</u>			
	49年政令第4号。以下この項において	市、伊予			
	「政令」という。)第4条第1項第2号	市、四国中			
	及び第3号の規定に基づく法第6条第2	央市、西予			
	項に規定する指定物資の標準価格等の表	市、東温			
	示の指示に関する事務 (2) 政令第4条第1項第2号及び第3号の	市、上島 町、久万高			
	規定に基づく法第6条第3項に規定する	原町、松前			
	指示に従わなかった旨の公表に関する事	町、砥部			
	務	町、内子			
		町、伊方			
	規定に基づく法第7条第1項に規定する	町、松野			
	指定物資の販売の指示に関する事務	町、鬼北町			
		及び愛南町			
	規定に基づく法第7条第2項に規定する				
	指示に従わなかった旨の公表に関する事				
	<u>務</u>				
	(5) 政令第4条第1項第2号及び第3号の				
	規定に基づく法第30条第1項に規定する				
	報告の徴収及び立入検査等に関する事務				
	<u>56の 6</u> 省略			<u>56の3</u> 省略	
	<u>56の 7</u> 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以	宇和島市、		<u>56の4</u> 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以	
	下この項において「法」という。)に基づ	八幡浜市、		下この項において「法」という。)に基づ	八幡浜市、
	く事務のうち、次に掲げるもの	上島町及び		く事務のうち、次に掲げるもの	上島町及び
	(1)~(18) 省略	愛南町		(1)~(18) 省略	愛南町
	57~59の4 省略			57~59の4 省略	
	59の 5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化	各市町(中			
	の促進に関する法律(平成18年法律第91	核市を除			
20					

号。以下この項において「法」という。) (。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2) 以上の市町の区域にわたるものに関するも <u>のを除く。)</u> (1) 法第12条第1項の規定に基づく特定路 外駐車場の設置の届出の受理に関する事 (2) 法第12条第2項の規定に基づく特定路 外駐車場の変更の届出の受理に関する事 (3) 法第12条第3項の規定に基づく是正の 措置の命令に関する事務 (4) 法第53条第2項の規定に基づく報告の 徴収又は立入検査等に関する事務 60~62 省略 60~62 省略

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表10の項、11の項、13の項、29の項、30の項及び32の項の改正規定は公布の日 から、同表26の項の次に次のように加える改正規定(同表26の2の項に係る部分に限る。)は同年10月6日から施行する。

○愛媛県条例第11号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前 (趣旨) (趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7 │第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7 号。以下「法」という。)第10条第1項(法第34条第5項におい て準用する場合を含む。)、第29条、第44条第3項及び第45条並 びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項 の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとす る。

(設立の認証の申請)

第2条 省略

- 掲げるとおりとする。
- (1) 省略
- (2) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、か つ、外国人登録法(昭和27年法律第125号)の適用を受ける者 である場合にあっては、同法第4条第1項に規定する外国人登 録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区の存する 区域及び地方自治法 第252条の19第1 項の指定都市にあっては、区)の長が発給する文書

(3) 省略

- 3・4 省略
- 5 法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号 │ 5 法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号 イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、規則で定める

号。以下「法」という。)第10条第1項(法第34条第5項におい て準用する場合を含む。)、第29条、第44条第3項及び第45条

の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとす る。

(設立の認証の申請)

第2条 省略

- 2 法第10条第1項第2号八に規定する条例で定める書面は、次に 2 法第10条第1項第2号八に規定する条例で定める書面は、次に 掲げるとおりとする。
 - (1) 省略
 - (2) 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、か つ、外国人登録法(昭和27年法律第125号)の適用を受ける者 である場合にあっては、同法第4条第1項に規定する外国人登 録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区の存する 区域及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1 項の指定都市にあっては、区)の長が発給する文書
 - (3) 省略
 - 3・4 省略
 - イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれその

部数の副本を添えなければならない。

(定款の変更の認証の申請)

第6条 省略

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定に 2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定に より添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに法第26条第 2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類には、 規則で定める部数の副本を添えなければならない。

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条第2項の閲覧の用に供するため、特定非営利活動 **|第9条** 法第29条第2項の閲覧の用に供するため、特定非営利活動 法人は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に 掲げる規則で定める部数の書類を、同表の右欄に掲げる時期に知 事に提出しなければならない。

第19条 省略

(市町が処理する事務)

- 第20条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に 掲げる事務(2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営 <u>利活動法人に係るものを除く。)は、今治市、宇和島市、新居浜</u> 市、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、久万高原町、砥部 町、内子町、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。
 - (1) 法第10条第1項の規定に基づく設立の認証に関する事務
 - (2) 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において 準用する場合を含む。)の規定に基づく公告及び縦覧に関する 事務
 - (3) 法第12条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項において 準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に関する事務
 - (4) 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含 む。)の規定に基づく届出の受理に関する事務
 - (5) 法第18条第3号の規定に基づく不正の行為等の報告の受理に 関する事務
 - (6) 法第23条第1項の規定に基づく役員の氏名等の変更の届出の 受理に関する事務
 - (7) 法第25条第3項の規定に基づく定款の変更の認証に関する事
 - (8) 法第25条第6項の規定に基づく定款の変更の届出の受理に関 する事務
 - (9) 法第29条第1項の規定に基づく事業報告書等の受理に関する 事務
 - (10) 法第29条第2項の規定に基づく事業報告書等の閲覧に関する 事務
 - (11) 法第30条において準用する民法第56条の規定に基づく仮理事 の選任に関する事務
 - (12) 法第30条において準用する民法第57条の規定に基づく特別代 理人の選任に関する事務
 - (13) 法第31条第2項の規定に基づく解散の認定に関する事務
 - (4) 法第31条第4項の規定に基づく解散の届出の受理に関する事 務
 - (15) 法第32条第2項の規定に基づく残余財産の譲渡の認証に関す る事務
 - (16) 法第34条第3項の規定に基づく合併の認証に関する事務
 - (近) 法第40条第1項において準用する民法第77条第2項の規定に

副本1通 を添えなければならない。

(定款の変更の認証の申請)

第6条 省略

より添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに法第26条第 2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類には、 それぞれその副本1通 を添えなければならない。

(事業報告書等の提出)

法人は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に 掲げる書類それぞれ1通 を、同表の右欄に掲げる時期に知 事に提出しなければならない。

第19条 省略

基づく清算人の氏名等の届出の受理に関する事務

- (18) 法第40条第1項において準用する民法第83条の規定に基づく 清算結了の届出の受理に関する事務
- (19) 法第40条第2項の規定に基づく意見の陳述及び調査に関する 事務
- ② 法第40条第3項の規定に基づく意見の陳述に関する事務
- ②1 法第41条第 1 項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事務
- ② 法第41条第2項の規定に基づく書面の提示及び交付に関する 事務
- ② 法第42条の規定に基づく必要な措置の命令に関する事務
- ② 法第43条第1項及び第2項の規定に基づく認証の取消しに関する事務
- ② 法第43条第4項の規定に基づく審理を公開により行わない理由を記載した書面の交付に関する事務
- (26) 法第43条の2 (法第12条の2 において準用する場合を含む。)の規定に基づく愛媛県警察本部長の意見の聴取に関する事務
- ② 法第43条の3 (法第12条の2 において準用する場合を含む。)の規定に基づく愛媛県警察本部長の意見の受理に関する 事務

第21条 省略

第20条 省略

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に知事に対してなされた申請、 届出その他の行為で、同日以後において当該市町の長又はその委任を受けた者(以下「市長等」という。)が管理し及び執行することと なる事務に係るものは、同日以後においては、当該市長等のした処分その他の行為又は当該市長等に対してなされた申請、届出その他の 行為とみなす。

○愛媛県条例第12号

愛媛県特定非営利活動促進基金条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県特定非営利活動促進基金条例

(設置)

- 第1条 特定非営利活動法人の活動支援その他特定非営利活動(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。)の促進に要する経費の財源に充てるため、特定非営利活動促進基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て)
- **第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 (運用益金の処理)
- **第4条** 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。
- **第5条** 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。 (繰替運用)
- 第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例

愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置等)	(設置等)
第23条 省略	第23条 省略
2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情	
報保護制度の運営に関し必要な事項について実施機関に意見を述	
<u>べることができる。</u>	
3 省略	2 省略
<u>4</u> 省略	3 省略
5 省略	<u>4</u> 省略
6 省略	5_ 省略
(罰則)	(罰則)
第39条 第23条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年	第39条 第23条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年
以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。	以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県立衛生環境研究所使用料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立衛生環境研究所使用料条例の一部を改正する条例

愛媛県立衛生環境研究所使用料条例(昭和27年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(使用料の額)	(使用料の額)
第2条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第	第2条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第
9号。以下「管理条例」という。)第2条第1項及び第2項の規	9号。以下「管理条例」という。)第2条第1項及び第2項の規
定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事の定	定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事の定
める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要	める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要
とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費と	とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費と
する。	する。
(1) 省略	(1) 省略
	(2) ダイオキシン類の分析 1件につき 376,400円
(2) 省略	(3) 省略
(3) 省略	(<u>4</u>) 省略
2 省略	2 省略

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条 第7条)
- 第2章 基本方針(第8条)
- 第3章 特定希少野生動植物の保護
 - 第1節 特定希少野生動植物の指定(第9条)
 - 第2節 個体の取扱いに関する規制(第10条 第16条)
 - 第3節 生息地等の保護に関する規制(第17条 第25条)
 - 第4節 保護管理事業(第26条 第29条)
- 第4章 外来生物による野生動植物の生息又は生育への影響の防止(第30条 第33条)
- 第5章 推進体制の整備等(第34条 第40条)
- 第6章 雑則(第41条・第42条)
- 第7章 罰則(第43条 第47条)

附目

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、野生動植物(県外から本県に導入されたことによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなった動植物を除く。以下同じ。)の多様性の保全を図るため、基本理念を定め、及び県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、野生動植物の多様性の保全のための規制その他の措置を総合的に講ずることにより、県内の健全で豊かな自然環境の保全を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 希少野生動植物 県内に生息し、又は生育する野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと。
 - イ その種の個体の数が著しく減少しつつあること。
 - ウ その種の個体の生息地又は生育地が消滅しつつあること。
 - エ その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあること。
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情があること。
 - (2) 特定希少野生動植物 第9条第1項の規定により指定された希少野生動植物をいう。
 - (3) 外来生物 県外から本県に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる動植物の種をいう。
 - (4) 県民等 県民、滞在者及び旅行者をいう。

(基本理念)

- **第3条** 野生動植物の多様性は、県内に生息し、又は生育するすべての野生動植物が生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、その保全について県民等の理解が深められるとともに、県民共有の財産として、次代に継承し、並びに現在及び将来の県民がその恵沢を享受できるよう、長期的な観点からその保全が図られなければならない。
- 2 野生動植物の多様性は、人の様々な活動が野生動植物の多様性を損なうおそれがあることにかんがみ、県、事業者、県民等が自らの活動による影響を認識し、野生動植物の保護に配慮することにより、その保全が図られなければならない。
- 3 野生動植物の多様性は、自然環境の中で多くの野生動植物がかかわり合いながら形成されるものであることにかんがみ、希少野生動植物の個体数が適切に回復するよう、野生動植物及びその生息し、又は生育する地域の自然環境の特性に応じて、一体的にその保全が図られなければならない。

(県の責務)

- **第4条** 県は、野生動植物の種が置かれている状況を常に把握するとともに、野生動植物の多様性の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、広報活動等を通じて、野生動植物の多様性の保全に関する事業者及び県民等の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、地域の開発及び整備その他の野生動植物の生息又は生育の環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、 野生動植物の多様性が保全されるよう配慮するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため、当該環境への負荷の低減に努めるとともに、県が実施する野生動植物の多様性の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民等の責務)

- 第6条 県民等は、野生動植物の多様性の保全に自ら努めるとともに、県が実施する野生動植物の多様性の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 県民等は、登山その他の野外活動を行うに当たっては、その活動が野生動植物の生息地又は生育地の保全に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(財産権の尊重等)

第7条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに 県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 基本方針

- 第8条 知事は、野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 野生動植物の多様性の保全に関する基本的な構想
- (2) 希少野生動植物の保護に関する基本的な事項
- (3) 特定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- (4) 特定希少野生動植物の個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事項
- (5) 特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- (6) 保護管理事業 (特定希少野生動植物の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の特定希少野生動植物の保護又は保護のための管理を図るための事業をいう。以下同じ。) に関する基本的な事項
- (7) 外来生物による野生動植物の生息又は生育への影響を防止するための対策に関する基本的な事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、野生動植物の多様性の保全に関し必要な事項
- 3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、愛媛県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 特定希少野生動植物の保護

第1節 特定希少野生動植物の指定

- 第9条 知事は、希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認められるもの(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。)を特定希少野生動植物として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かな ければならない。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その指定の案を公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、その公告の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。
- 5 知事は、指定の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったとき、その他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めると きは、公聴会を開催するものとする。
- 6 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。
- 7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 知事は、特定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 9 第2項から第7項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第4項及び第7項中「前項」とあるのは、「第9項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第2節 個体の取扱いに関する規制

(個体の所有者等の義務)

第10条 特定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、特定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り 扱うよう努めなければならない。

(個体の所有者等に対する助言又は指導)

第11条 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、特定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

(捕獲等の禁止)

- **第12条** 特定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷(以下「捕獲等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

- (2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合 (捕獲等の許可)
- 第13条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。
 - (1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。
 - (2) 捕獲等によって特定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
 - (3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
- 5 知事は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由がある ものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する 者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 第1項の許可を受けた者は、その者若しくは従事者が第5項の許可証(以下「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下「従事者証」という。)を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 8 第1項の許可を受けた者又は従事者は、捕獲等をするときは、許可証又は従事者証を携帯し、県の職員その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

- 第14条 知事は、前条第1項の許可を受けた者が同条第9項の規定に違反し、又は同条第4項の規定により許可に付された条件に違反した場合において、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 2 知事は、前条第1項の許可を受けた者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定若しくはこの条例に基づく処分に違反した場合において、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるとき、又は偽りその他不正の手段により同項の許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

- 第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第13条第1項の許可を受けた者に対し、特定希少野生動植物の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、特定希少野生動植物の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(譲渡し等の禁止)

第16条 第12条の規定に違反して捕獲等をされた特定希少野生動植物の個体は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

第3節 生息地等の保護に関する規制

(土地の所有者等の義務)

- 第17条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、特定希少野生動植物の保護に留意しなければならない。 (土地の所有者等に対する助言又は指導)
- 第18条 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

(特定希少野生動植物保護区)

- 第19条 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその特定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、特定希少野生動植物保護区として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、指定の区域、指定に係る特定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針(以下「指定の区域等」という。)を定めてするものとする。
- 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して14日を経過

する日までの間、指定の区域等の案を公衆の縦覧に供しなければならない。

- 5 前項の規定による公告があったときは、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、 知事に指定の区域等の案についての意見書を提出することができる。
- 6 知事は、指定の区域等の案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったとき、その他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 知事は、指定をするときは、その旨及び指定の区域等を告示しなければならない。
- 8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 9 知事は、特定希少野生動植物保護区に係る特定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
- 10 第3項、第7項及び第8項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「指定の区域等」とあるのは「解除に係る指定の区域」と、第8項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と読み替えるものとする。 (行為の制限)

第20条 特定希少野生動植物保護区の区域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (6) 木竹を伐採すること。
- (7) 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をすること。
- (8) 特定希少野生動植物保護区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- (9) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (10) 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、植栽し、又はまくこと。
- (11) 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
- (12) 火入れ又はたき火をすること。
- (13) 特定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に係る行為が前条第2項の指定の区域の保護に関する指針に適合しないものであるときは、第1項の許可をしない ことができる。
- 4 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項の許可に条件を付することができる。
- 5 第1項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して3月を経過する日までの間に知事に規則で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為をすることができる。
- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。
- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
- (3) 木竹の伐採で、知事が特定希少野生動植物保護区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの
- 7 前項第1号に掲げる行為であって第1項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その行為をした日から起算して14日を経過する日までの間に知事にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

- 第21条 知事は、特定希少野生動植物保護区の区域内で特定希少野生動植物の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。次項及び 第24条第2項において同じ。)の同意を得なければならない。
- 3 知事は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第1項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除しなければならない。
- 4 何人も、知事が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合
- (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるものをするために立ち入る場合

- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合
- 5 前項第3号の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 6 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第4項第3号の許可に条件を付することができる。
- 7 第19条第2項から第8項までの規定は第1項の規定による指定について、同条第3項、第7項及び第8項の規定は第3項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第2項中「指定の区域、指定に係る特定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針(以下「指定の区域等」という。)」とあり、及び同条第4項から第6項までの規定中「指定の区域等」とあるのは「指定の区域」と、同条第5項、第6項及び第8項中「前項」とあるのは「第21条第7項において準用する前項」と、同条第7項中「指定の区域等」とあるのは第1項の規定による指定については「指定の区域」と、第3項の規定による指定の解除については「解除に係る指定の区域」と読み替えるものとする。

(措置命令等)

- 第22条 知事は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、特定希少野生動植物保護区の区域内において第20条第1項 各号に掲げる行為をしている者又は立入制限地区の区域内において前条第4項第3号の許可に係る行為をしている者に対し、その行為の 実施方法について指示をすることができる。
- 2 知事は、第20条第1項若しくは前条第4項の規定に違反した者又は第20条第4項若しくは前条第6項の規定により許可に付された条件に違反した者がその違反行為によって特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復その他特定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 知事は、第20条第1項又は前条第4項第3号の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく 処分に違反した場合において、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その許可を取り消すことができる。 (報告徴収及び立入検査等)
- **第23条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定希少野生動植物保護区の区域内において第20条第1項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定希少野生動植物保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、 又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が特定希少野 生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。
- 3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

- 第24条 知事は、第19条第1項又は第21条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。
- 2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。 (損失の補償)
- **第25条** 県は、第20条第1項の許可を受けることができないため、又は同条第4項の規定により許可に条件を付されたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。
- 2 前項の規定による補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。 第4節 保護管理事業

(保護管理事業計画)

- 第26条 知事は、保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会の意見を聴いて、保護管理事業計画を定めるものとする。
- 2 前項の保護管理事業計画は、保護管理事業の対象とすべき特定希少野生動植物ごとに、保護管理事業の目標、保護管理事業が実施されるでを区域及び保護管理事業の内容その他保護管理事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、第1項の保護管理事業計画を定めたときは、その概要を告示し、かつ、その保護管理事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、第1項の保護管理事業計画の変更について準用する。 (保護管理事業の認定等)
- 第27条 県は、特定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、保護管理事業を実施するものとする。
- 2 市町は、その実施する保護管理事業であってその事業計画が前条第1項の保護管理事業計画に適合するものについて、その旨の知事の 確認を受けることができる。当該確認を受けた保護管理事業の事業計画を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 国及び地方公共団体以外の者は、その実施する保護管理事業について、その者がその保護管理事業を適正かつ確実に実施することがで

- き、及びその保護管理事業の事業計画が前条第1項の保護管理事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる。当該認定 を受けた保護管理事業の事業計画を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。第29条第2項又は第3項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

(認定保護管理事業等の実施等)

- **第28条** 認定保護管理事業等(県の保護管理事業、前条第2項の確認を受けた保護管理事業及び同条第3項の認定を受けた保護管理事業をいう。以下同じ。)は、第26条第1項の保護管理事業計画に即して実施されなければならない。
- 2 認定保護管理事業等として実施する行為については、第12条、第20条第1項及び第7項、第21条第4項並びに第41条第2項及び第3項 の規定は、適用しない。
- 3 特定希少野生動植物保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護管理事業等として実施される保護管理事業のために必要な 施設の設置に協力するよう努めなければならない。
- 4 知事は、前条第3項の認定を受けて保護管理事業を実施する者に対し、その保護管理事業の実施状況その他必要な事項について報告を 求めることができる。

(認定保護事業等の廃止等)

- 第29条 第27条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けて保護管理事業を実施する者は、その保護管理事業を廃止したとき、又はその保護管理事業を第26条第1項の保護管理事業計画に即して実施することができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第27条第2項の確認又は同条第3項の認定を取り消すものとする。
- 3 知事は、第27条第3項の認定を受けて保護管理事業を実施する者が、その保護管理事業を第26条第1項の保護管理事業計画に即して実施していないと認めるとき、その保護管理事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき、又は前条第4項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その者に対し、その認定を取り消し、又はその保護管理事業の中止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、原状回復その他特定希少野生動植物の保護のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4章 外来生物による野生動植物の生息又は生育への影響の防止

(侵略的外来生物の個体を放つこと等の禁止)

第30条 野生動植物とその性質が異なることにより野生動植物の生息又は生育への著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物 (以下「侵略的外来生物」という。)の個体は、みだりに放ち、植栽し、又はまいてはならない。

(侵略的外来生物からの野生動植物の保護)

第31条 県は、侵略的外来生物の個体数の低減、その生息地又は生育地の縮小その他野生動植物の保護のために必要な対策を講ずるものと する。

(外来生物に関する情報の収集等)

第32条 県は、野生動植物を保護するため、県内における外来生物に関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置 を講ずるものとする。

(外来生物に関する情報の提供)

第33条 県は、外来生物が野生動植物の個体の生息又は生育に及ぼす影響について、県民等及び事業者の理解が深まるよう、その情報の提供を行うものとする。

第5章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第34条 県は、野生動植物の多様性の保全に関する施策を実施するために必要な監視及び指導の体制その他その施策を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第35条 県は、野生動植物の多様性の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第36条 県は、野生動植物の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他野生動植物の多様性の保全に関し必要な事項 について、県民等、事業者、民間団体及び関係機関の協力を得て調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うもの とする。

(教育及び学習の機会の充実等)

第37条 県は、野生動植物の多様性の保全について、県民等及び事業者の理解が深まるよう、市町、民間団体及び関係機関と連携し、野生動植物に関する教育及び学習の機会の充実、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第38条 県は、野生動植物の多様性の保全を促進するため、民間団体及び関係機関と連携し、専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等、事業者及び民間団体の活動への支援)

第39条 県は、県民等、事業者及び民間団体が自発的に行う野生動植物の多様性の保全に関する活動について、助言その他の必要な支援を

行うものとする。

(野生動植物保護推進員)

- 第40条 知事は、野生動植物の多様性の保全に熱意と識見を有する者のうちから、野生動植物保護推進員(以下「推進員」という。)を委嘱することができる。
- 2 推進員は、次に掲げる活動を行う。
- (1) 野生動植物の多様性の保全に関する啓発をすること。
- (2) 野生動植物の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。
- (3) 希少野生動植物の個体の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ希少野生動植物の保護のため必要な助言をすること。
- (4) 野生動植物の保護に関する活動を行うものに対し、その活動の支援に必要な助言及び指導をすること。
- (5) 野生動植物の多様性の保全のため県又は市町が行う施策に必要な協力をすること。
- 3 推進員の任期は、3年とする。
- 4 推進員が特定希少野生動植物の個体に関する調査で規則で定めるもののためにする捕獲等については、第13条の規定は、適用しない。 第6章 雑則

(国等に関する特例)

- 第41条 国又は地方公共団体(以下「国等」という。)が行う事務又は事業については、第11条、第12条、第18条、第20条第1項及び第7項、第21条第4項、第22条第1項並びに第23条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- 2 国等は、第12条第2号に掲げる場合以外の場合に特定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、又は第20条第1項若しくは第21条第4項第3号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめ、知事に協議しなければならない。
- 3 国等は、第20条第5項の規定により届出をして引き続き同条第1項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第7項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をしたときは、規則で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

(規則への委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

- 第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第12条、第16条又は第20条第1項の規定に違反した者
 - (2) 偽りその他不正の手段により第13条第1項の許可又は第27条第3項の認定を受けた者
 - (3) 第14条第1項、第22条第2項又は第29条第3項の規定による命令に違反した者
- 第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第13条第4項又は第20条第4項の規定により許可に付された条件に違反した者
 - (2) 第21条第4項の規定に違反した者
- 第45条 第21条第6項の規定により許可に付された条件に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第13条第8項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
 - (2) 第15条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - (3) 第23条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - (4) 第24条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- 第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第43条から前条までの違反 行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第1章、第2章及び第3章第1節の規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 īΕ 前

日次

第1章~第4章 省略

第5章 雑則(第19条 第24条)

第6章 罰則(<u>第25条 第28条</u>)

附則

(手数料)

第21条 省略

- 2 前項に規定する手数料は、別表4の項に掲げる手数料にあって は研修の申込みの際に、同表8の項に掲げる手数料にあっては犬 又はねこの引取りの際に、同表9の項に掲げる手数料にあっては 動物の返還の際に、その他の手数料にあっては申請の際に納付し なければならない。
- 3・4 省略

(市町が処理する事務)

- 第22条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1 項の規定に基づき、次に掲げる事務は、保健所を設置する市が処 理することとする。
- (1) 法第25条第1項の規定に基づく勧告に関する事務
- (2) 法第25条第2項の規定に基づく命令に関する事務
- 2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法第35条 第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基 づく犬又はねこの引取り及び当該犬又はねこの知事への引渡しに 関する事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含 む。)は、市町(松山市を除く。)が処理することとする。

(適用除外)

第23条 この条例の規定(第13条第1項及び第2項、第14条、第15 │ **第22条** この条例の規定(第13条第1項及び第2項、第14条、第15 条第1項並びに第19条(特定動物に関する部分に限る。)、第16 条、第18条第3項、第21条 (別表8の項及び9の項に掲げる 手数料に関する部分を除く。)並びに第22条第1項を除く。) は、松山市の区域については、適用しない。

第24条 省略

第25条 省略

第26条 省略

第27条 省略

第28条 省略

別表(第21条関係)

1~7 省略	
8 法第35条第1項の規定に基づく犬	(1) 生後91日以上の
又はねこの引取り	<u>もの1頭又は1匹</u>
	につき 2,000円
	② 生後91日未満の
	<u>もの1頭又は1匹</u>
	につき 400円
9 省略	

日次

第1章~第4章 省略

第5章 雑則(第19条 第23条)

第6章 罰則(第24条 第27条)

(手数料)

第21条 省略

2 前項に規定する手数料は、別表4の項に掲げる手数料にあって は研修の申込みの際に、同表8の項に掲げる手数料にあっては

動物の返還の際に、その他の手数料にあっては申請の際に納付し なければならない。

3・4 省略

(適用除外)

条第1項並びに第19条(特定動物に関する部分に限る。)、第16 条、第18条第3項並びに第21条(別表8の項 手数料に関する部分を除く。) は、松山市の区域については、適用しない。

第23条 省略

第24条 省略

第25条 省略

第26条 省略

第27条 省略

別表(第21条関係)

1 ~	7	省略	
8	省略		

附 則

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表 (第 2 条関係)				別	表 (第 2 条関係)	
事	務	市	町		事務	市町
1~56の3 省略					1~56の3 省略	
					56の4 動物の愛護及び管理に関する法律(昭	保健所を設
					和48年法律第105号。以下この項において	置する市
					「法」という。)に基づく事務のうち、次に	
					掲げるもの	
					(1) 法第25条第1項の規定に基づく勧告に関	
					<u>する事務</u>	
					(2) 法第25条第2項の規定に基づく命令に関	
					<u>する事務</u>	
56の4 省略					<u>56の5</u> 省略	
56の5 省略					<u>56の 6</u> 省略	
56の6 省略					<u>56の7</u> 省略	
57~62 省略					57~62 省略	

○愛媛県条例第17号

第15条の2 省略

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

2 前項第1号に規定する場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲

げる加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とす

愛媛県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 前 正 (弔慰金) (弔慰金) 第15条 省略 第15条 省略 2 弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それ │ 2 弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める額とする。 ぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 1年以上5年未満 5万円 (1) 1年以上5年未満 2万円 (2) 5年以上20年未満 12万5千円 (2) 5年以上20年未満 5万円 (3) 20年以上 25万円 (3) 20年以上 10万円 3 口数追加加入者(第18条第1項第2号ただし書に該当するもの 3 口数追加加入者(第18条第1項第2号ただし書に該当するもの を除く。)については、前項の額に、次の各号に掲げる口数追加 を除く。)については、前項の額に、次の各号に掲げる口数追加 期間(第1項の死亡の日まで継続する口数追加加入者であつた期 期間(第1項の死亡の日まで継続する口数追加加入者であつた期 間をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、それぞれ 間をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額を加算する。ただし、口数追加期間が1年に 当該各号に定める額を加算する。ただし、口数追加期間が1年に 満たないときは、この限りでない。 満たないときは、この限りでない。 (1) 1年以上5年未満 <u>5万円</u> (1) 1年以上5年未満 2万円 (2) 5年以上20年未満 12万5千円 (2) 5年以上20年未満 5万円 (3) 20年以上 10万円 (3) 20年以上 25万円 4 省略 4 省略 (脱退一時金) (脱退一時金)

第15条の2 省略

る。

2 前項第1号に規定する場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲

げる加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とす

- (1) 5年以上10年未満 7万5千円
- (2) 10年以上20年未満 12万5千円
- (3) 20年以上 25万円
- 退一時金の額は、前項の額に、次の各号に掲げる口数追加期間の 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。
- (1) 5年以上10年未満 7万5千円
- (2) 10年以上20年未満 12万5千円
- (3) 20年以上 25万円

4・5 省略

別表(第8条関係)

加入者となつた時又は口数追加	掛金月額
加入者となつた時の年齢区分 ───────────	
35歳未満	9 ,300円
35歳以上40歳未満	11 ,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18 ,800 円
55歳以上60歳未満	20 ,700円
60歳以上65歳未満	23 ,300円

- (1) 5年以上10年未満 3万円
- (2) 10年以上20年未満 5万円
- (3) 20年以上 10万円
- 3 口数追加加入者については、第1項第1号に規定する場合の脱 │ 3 口数追加加入者については、第1項第1号に規定する場合の脱 退一時金の額は、前項の額に、次の各号に掲げる口数追加期間の 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。
 - (1) 5年以上10年未満 3万円
 - (2) 10年以上20年未満 5万円
 - (3) 20年以上 10万円
 - 4・5 省略

別表(第8条関係)

加入者となつた時又は口数追加	掛金月額
加入者となつた時の年齢区分	
35歳未満	3 500円
35歳以上40歳未満	4 500円
40歳以上45歳未満	6 ,000 円
45歳以上50歳未満	7 400円
50歳以上55歳未満	8 ,900 円
55歳以上60歳未満	10 800円
60歳以上65歳未満	13 ,300円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(掛金に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの制度に加入していた者であって施行日以後引き続きこの制度に加 入しているもの及び施行日の前日において他の共済制度に加入していた者であって施行日以後に改正後の愛媛県心身障害者扶養共済制度 条例(以下「新条例」という。)第4条第2項の規定によりこの制度に加入したもの(新条例第18条第1項第2号ただし書に該当するも のを除く。以下「既加入者」という。)のうち、昭和54年12月1日以後に加入者となった者であってその加入者となった時の年齢が45歳 以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入者となった者であってその加入者となった時の年齢が45歳未満であったものに係る新 条例第8条第1項の規定の適用については、同項本文中「別表」とあるのは、「愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条 例(平成20年愛媛県条例第17号)附則別表第1」とする。
- 3 既加入者のうち、前項に規定する者以外の者に係る新条例第8条第1項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは「愛媛県 心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成20年愛媛県条例第17号)附則別表第2」と、「20年」とあるのは「25年」とす る。
- 4 既加入者のうち、施行日の前日までに口数追加加入者となった者(次項に規定する者を除く。)に係る新条例第8条第2項の規定の適 用については、同項本文中「別表」とあるのは、「愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例(平成20年愛媛県条例第17 号)附則別表第1」とする。
- 5 既加入者のうち、愛媛県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例(平成7年愛媛県条例第41号。以下「平成7年改正条 例」という。) 附則第2項の規定により口数追加加入者となった者に係る新条例第8条第2項の規定の適用については、同項中「前条第 2項の規定による口数追加の承認を受けた者」とあるのは「愛媛県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例(平成7年愛媛 県条例第41号。以下「平成7年改正条例」という。) 附則第2項の規定により口数追加加入者となつた者」と、「口数追加を認められた 日」とあるのは「平成7年改正条例附則第2項の規定により口数追加加入者となつた日」と、「別表」とあるのは「愛媛県心身障害者扶養 共済制度条例の一部を改正する条例(平成20年愛媛県条例第17号)附則別表第1」と、「口数追加の承認を受けた日」とあるのは「平成 7年改正条例第1条の規定による改正前の愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の規定による特約条項又は口数追加条項の付加の承認を受 けた日」とする。

(弔慰金に係る経過措置)

- 6 新条例第15条第2項の規定にかかわらず、既加入者に係る弔慰金の額は、次の各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それぞれ当該各号 に定める額とする。
- (1) 1年以上5年未満 3万円

- (2) 5年以上20年未満 7万5千円
- (3) 20年以上 15万円
- 7 新条例第15条第3項本文の規定にかかわらず、既加入者のうち、施行日の前日までに口数追加加入者となった者(新条例第18条第1項第2号ただし書に該当するものを除く。)については、前項の額に、次の各号に掲げる口数追加期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。
- (1) 1年以上5年未満 3万円
- (2) 5年以上20年未満 7万5千円
- (3) 20年以上 15万円

(脱退一時金に係る経過措置)

- 8 新条例第15条の2第2項の規定にかかわらず、既加入者に係る脱退一時金の額は、次の各号に掲げる加入期間の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額とする。
- (1) 5年以上10年未満 4万5千円
- (2) 10年以上20年未満 7万5千円
- (3) 20年以上 15万円
- 9 新条例第15条の2第3項の規定にかかわらず、既加入者のうち、施行日の前日までに口数追加加入者となった者については、前項の額に、次の各号に掲げる口数追加期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。
- (1) 5年以上10年未満 4万5千円
- (2) 10年以上20年未満 7万5千円
- (3) 20年以上 15万円

(従前の給付)

10 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の脱退の申出及び口数追加加入者の口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第1(附則第2項、附則第4項、附則第5項関係)

加入者となった時又は口数追加加入者となった時(附則第5項に規定する者にあっては、平成7年改正条例附則第2項に規定する旧条例の規定による特約付加入者又は口数追加付加入者となった時)の年齢区分	掛金月額
35歳未満	5 ,600円
35歳以上40歳未満	6 ,900 円
40歳以上45歳未満	8 ,700円
45歳以上50歳未満	10 ,600 円
50歳以上55歳未満	11 ,600円
55歳以上60歳未満	12 ,800 円
60歳以上65歳未満	14 500円

附則別表第2(附則第3項関係)

昭和61年4月1日における年齢区分	掛金月額
35歳未満	5 ,600 円
35歳以上40歳未満	6 ,900 円
40歳以上45歳未満	8 ,700円
45歳以上	10 ,600 円

○愛媛県条例第18号

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号。以下「政令」という。)に定めるもののほか、法第116条第1項の規定により設置された後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)の管理、処分及び運営に関し必要な事項を定めるものとす

る。

(愛媛県後期高齢者医療広域連合の拠出率)

第2条 政令第19条第1項の条例で定める割合は、10,000分の8とする。

(拠出金)

(積立て)

- 第3条 知事は、政令第19条第1項に規定する拠出金のうち法第116条第2項第1号に規定する特定期間の各年度において愛媛県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)から徴収する額を算定したときは、広域連合に対してその額、納期限その他必要な事項を通知するものとする。
- 2 広域連合は、前項の納期限後に同項の額を納付する場合においては、当該額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する額の延滞金を加算して納付しなければならない。
- **第4条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。 (管理)
- 第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 (運用益金の処理)
- 第6条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第7条 基金は、法第116条第1項第1号に掲げる事業に係る交付金の交付又は同項第2号に掲げる事業に係る貸付金の貸付けを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第8条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(償還金の延滞金)

第9条 広域連合は、政令第14条第4項の償還期限後に第7条に規定する貸付金を償還する場合においては、当該貸付金の未償還額に、その償還期限の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する額の延滞金を加算して納付しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県後期高齢者医療審査会の医師等の報酬に関する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県後期高齢者医療審査会の医師等の報酬に関する条例

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第130条において準用する国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第101条第2項の規定により、愛媛県後期高齢者医療審査会が診断又は検案をさせた医師又は歯科医師に対し支給する報酬の額は、診断又は検案に要した特別の技能の程度並びにこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例	愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料条例
(使用料及び手数料の納付)	(使用料及び手数料の納付)

第1条 愛媛県産業技術研究所

の施設、設備、装置若しくは機械器具等を使用する者又は<u>愛媛県産業技術研究所</u>に試験、分析、鑑定、検査、設計、意匠、図案の調製、試作品の製作その他加工作業等を依頼する者は、この条例の定めるところにより、使用料又は手数料を納めなければならない。

(使用料及び手数料の額)

第3条 省略

2 前項の規定にかかわらず、県内に住所又は事務所若しくは事業 所を有する者以外の者に係る使用料及び手数料の額は、同項に規 定する使用料及び手数料の額のそれぞれ2倍に相当する額とす る。

別表(第3条関係)

使用料

区分	種別	単位	金額
技術開発関係	機械金属用機	1 時間	1,630円
	器		
	電子用機器	1 時間	<u>1 ,120</u>
	化学用機器	1 時間	<u>1 ,520</u>
食品産業関係	食品加工用機	省略	
	器		
窯業関係	省略		
	窯業用機器	1 時間	<u>1 ,680</u>
		又は1	
		回	
繊維産業関係	染織用機器	1 時間	<u>730</u>
<u>紙産業関係</u>	省略		
	物理試験用機	1 時間	<u>1 ,470</u>
	器		
	省略		
	研修用機器	省略	
建設関係	土木用機器	1時間	<u>420</u>

手数料

	, ,	^11	
区分	種別	単位	金額
技術開発関係	省略		
	図案調製等	省略	
食品産業関係	試験	1件	<u>4 ,170</u>
<u>窯業関係</u>	省略		
繊維産業関係	省略		
紙産業関係	試験	1件	<u>3 560</u>

第1条 愛媛県工業技術センター、愛媛県窯業試験場、愛媛県繊維産業試験場若しくは愛媛県紙産業研究センター(以下「工業技術センター等」という。)の施設、設備、装置若しくは機械器具等を使用する者又は工業技術センター等に試験、分析、鑑定、検査、設計、意匠、図案の調製、試作品の製作その他加工作業等を依頼する者は、この条例の定めるところにより、使用料又は手数料を納めなければならない。

(使用料及び手数料の額)

第3条 省略

別表(第3条関係)

使用料

所掌区分	種別	単位	金額
工業技術セン	機械金属用機	1 時間	2 540円
<u>9 –</u>	器		
	電子用機器	1 時間	<u>1 220</u>
	化学用機器	1 時間	<u>2 240</u>
	木竹加工用機	1 時間	<u>500</u>
	<u>器</u>		
	食品加工用機	省略	
	器		
窯業試験場	省略		
	窯業用機器	1 時間	<u>500</u>
		又は1	
<u>繊維産業試験</u>	染織用機器	1 時間	<u>810</u>
場			
紙産業研究セ	省略		
<u>ンター</u>	物理試験用機	1 時間	<u>1 <i>A</i>20</u>
	器		
	省略		
	研修用機器	省略	

手数料

所掌区分	種別	単位	金額
工業技術セン	省略		
<u>9 –</u>			
	木工品等設計	1件	<u>17 ,020</u>
	図案調製等	省略	
窯業試験場	省略		
繊維産業試験	省略		
場			
紙産業研究セ	試験	1件	<u>3 ,770</u>
<u>ンター</u>			

省略			省略		
					_

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例第3条第2項及び別表の規定は、平成20年4月1日以後に徴収する手数料及び 使用料について適用し、同日前に徴収した手数料及び使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第21号

国営道前道後平野農業水利改良事業の負担金に関する条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

国営道前道後平野農業水利改良事業の負担金に関する条例を廃止する条例

国営道前道後平野農業水利改良事業の負担金に関する条例(昭和34年愛媛県条例第17号)は、廃止する。

R4 BI

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県監査委員条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県監査委員条例の一部を改正する条例

愛媛県監査委員条例(昭和39年愛媛県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(決算審査意見等の提出期日)	(決算意見の提出)
第8条 法第233条第3項及び法第241条第5項並びに地方公共団体	第8条 法第233条第3項及び法第241条第5項
の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1	
項に規定する意見は審査に付された日から 3 箇月以内に、地方公	に規定する意見は審査に付された日から3箇月以内に、地方公
営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項及び地方公共団	営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項
体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する意見は審	に規定する意見は審
査に付された日から2箇月以内に知事に提出しなければならな	査に付された日から2箇月以内に知事に提出しなければならな
l1.	l1°

- (a) - (b) - (a) - (b) - (a) - (b) - (b)

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

愛媛県執行機関の附属機関設置条例(昭和27年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

			改	正		後							改	正		前										
別	別表 (第 2 条、第 3 条関係)							別	表(第2	条、第3条	関係)															
	附属機								構成		附属機								構成							
	関の属	附属機関	以 层 坳 煦	财 层 坳 	附尾桃园	叫层坳即	附属機即	附属機問	担	任	व	る	事	務	員の		関の属	附属機関	担	红	す	る	事	務	員の	
	する執		111	ΊΞ	9	ခ		175	数の		する執		1□	111	9	ခ	∌	177	数の							
	行機関								定限		行機関								定限							

省略		
教育委		
員会		
	省略	

省略			
教育委員会	愛媛県教育文化賞	愛媛県教育文化賞規則に基く受賞 候補者の推せんに関する事項の調	10人
22	推せん委	査、審議及び受賞候補者名簿の作	
	<u>員会</u>	製に関する事務	
	省略		

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例及び愛媛県県立博物館設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例及び愛媛県県立博物館設置条例の一部を改正する条例

(愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例(昭和32年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 後 改 正 (指定管理者<u>に管理を行わせることができる</u>教育機関) (指定管理者<u>が管理を行う</u> 教育機関)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の 規定に基づき教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指 定管理者」という。)に管理を行わせる<u>ことができる</u>教育機関 は、別表第2のとおりとする。

別表第1(第1条関係)

名 称		目	的	及	び	事	業		位	置
愛媛県武道館	省略	\$								
えひめ青少年	_						こ健全な	-	松山	1市
れあいセンタ	_						<u>青少年等</u> 県民の生	-		
							爰するた	-		
	<u>め</u> に	必要	な青	少年	の 積	₩修(の実施並	<u> </u>		
	びに	家族	、青	少年	等の)交流	充の機会	<u> </u>		
	及こ	月県	の生	涯に	わた	: る :	学習活動	<u> 1</u>		
	<u>の</u> 場	易の提	<u>供</u>							
	_	自生活	を通	じ心	身と	: 1	こ健全な			
	青少	年を	育成	する	ため	りに』	必要な教	7		
愛媛県立南予	青│育♂	実施	Ī						宇和	島
年の家									市	
愛媛県立東予	青								西条	市
年の家										
省略										

別表第2(第3条関係)

愛媛県武道館

えひめ青少年ふれあいセンター

愛媛県生涯学習センター

規定に基づき教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指 定管理者」という。)に管理を行わせる_____教育機関 は、別表第2のとおりとする。

別表第1(第1条関係)

名 称		目	的	及	び	事	業	位	置
愛媛県武道館	省略	\$							
愛媛県立中央青	共同	1生活	舌を迫	通じi		: 1	こ健全な	松	山市
年の家	青少)年を	を育り	なする	るため	りに』	必要な教		
愛媛県立南予青	育の	実別	色					宇	和島
年の家								市	
愛媛県立東予青								西	条市
年の家									
省略									

別表第2(第3条関係)

愛媛県武道館			

(愛媛県県立博物館設置条例の一部改正)

第2条 愛媛県県立博物館設置条例(昭和45年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

前

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づ │第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づ き、県立博物館を<u>別表第1</u>のとおり設置する。

第2条 省略

(指定管理者に管理を行わせることができる県立博物館)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の 規定に基づき愛媛県教育委員会(以下「教育委員会」という。) が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に 管理を行わせることができる県立博物館は、別表第2のとおりと する。

(指定管理者の指定)

- 第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、 その指定を受けて管理を行おうとする県立博物館ごとに、申請書 に管理計画書その他教育委員会が定める書類を添えて、教育委員 会が定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表 しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定による申請があつたときは、当該 申請に係る県立博物館の管理を適正かつ確実に行うことができる と認められる法人その他の団体であつて、当該県立博物館の設置 の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認めら れるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定す るものとする。

(指定の公示等)

- 第5条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指 定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を 命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の教育委員会 が定める事項を公示しなければならない。
- 2 指定管理者は、その名称、住所その他の教育委員会が定める事 項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前ま でに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨 を公示しなければならない。

(指定管理者の原状回復義務等)

- 第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定 を取り消されたときは、その管理をしなくなつた県立博物館を直 ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認 を得たときは、この限りでない。
- 2 教育委員会は、指定管理者が故意又は過失により県立博物館を 損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずるこ とができる。

第7条 省略

別表第2(第3条関係)

愛媛県総合科学博物館 愛媛県歴史文化博物館

別表第1(第1条関係)

(設置)

き、県立博物館を<u>別表</u>のとおり設置する。

第2条 省略

第3条 省略

別表 (第1条関係)

省略

R4 티

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条中愛媛県県立博物館設置条例第3条を同条例第7条とし、同条例第2条の次に4条を加える改正規定(同条例第4条及び第5条に係る部分に限る。)は公布の日から、第1条中愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例別表第1の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県生涯学習センター管理条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県生涯学習センター管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、愛媛県生涯学習センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (業務)

- 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 学習情報の収集及び提供並びに学習相談に関すること。
 - (2) 生涯学習の指導者の養成に関すること。
 - (3) 生涯学習に関する学習機会の提供に関すること。
 - (4) 愛媛人物博物館の運営に関すること。
 - (5) 施設の提供に関すること。
 - (6) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

- 第3条 センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、教育委員会が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 前条各号に掲げる業務(同条第4号に掲げる業務のうち教育委員会が定める業務を除く。)の実施に関すること。
 - (2) センターの利用の許可に関すること。
 - (3) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
 - (4) センターの利用の促進に関すること。
 - (5) センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
 - (6) その他教育委員会が定める業務

(開館時間等)

- 第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる施設は、午前9時から午後10時まで利用することができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、第 1 項の開館時間 及び前項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

- 第5条 センターの休館日は、月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日にセンターを利用させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

(禁止行為)

- 第6条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。
 - (1) 寄附の募集
 - (2) 爆発物その他の危険物の持込み
 - (3) 行商その他これに類する行為
 - (4) 宣伝その他これに類する行為
 - (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置
- 2 前項の規定は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の当該許可に係る行為については、適用しない。 (入館の制限等)
- 第7条 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの入館を禁じ、その利用を制

- 限し、又は退館を命ずることができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
- (1) 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (3) センターの施設等又はセンターが収集し、保管し、若しくは展示する資料(以下「センター資料」という。)を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

- **第8条** 次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これ を変更しようとするときも、同様とする。
 - (1) 別表に掲げる施設
 - (2) 指定管理者が定める附属設備及び備品
- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

- **第9条** 指定管理者は、前条第1項各号に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
 - (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
 - (2) センターの施設等又はセンター資料を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

- **第10条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
 - (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
 - (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

- 第11条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
- 2 利用料金は、センターの利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させる ことができる。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

- 第12条 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者が定める附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。
- 3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

- 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。
 - (1) 県又は指定管理者がセンターの目的を達成するために利用するとき。
 - (2) 教育委員会が特に必要があると認めて指示するとき。
 - (3) 指定管理者がセンターの施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

- 第14条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

(センター資料の特別利用)

- 第15条 センター資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、センター資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(特別利用料の納付)

第16条 営利を目的としてセンター資料の特別利用をしようとする者で前条第1項の許可を受けたもの(以下「特別利用者」という。)は、 当該特別利用に係る使用料(以下「特別利用料」という。)を納付しなければならない。 2 特別利用料は、センター資料の特別利用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。

(特別利用料の額)

第17条 特別利用料の額は、センター資料 1 点の特別利用 1 回につき、 5 ,000 円の範囲内で教育委員会が定める額とする。 (特別利用料の減免)

第18条 教育委員会は、特に必要と認める者に対しては、その特別利用料を減免することができる。

(特別利用料の不還付)

- 第19条 既に納付した特別利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 天災その他特別利用者の責めに帰することができない理由により特別利用が不能となったとき。
- (2) 特別利用者が教育委員会が定める日までに特別利用の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めたとき。

(センター資料の館外貸出し)

- **第20条** 教育委員会は、センターの業務に支障がない場合で、生涯学習に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められ、かつ、センター資料の取扱い上の安全が確認できるときは、センター資料の館外貸出しを行うことができる。
- 2 前項の規定により館外貸出しを受けようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。当該館外貸出しの許可を受けた者がその期間を延長しようとするときも、同様とする。
- 3 教育委員会は、前項の許可をする場合において、センター資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、館外貸出期間中であっても、館外貸出しを許可したセンター資料の返還を求めることができる。 (損害賠償等)
- **第21条** 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等又はセンター資料を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(教育委員会による管理)

- 第22条 センターの管理を指定管理者が行うことができないときは、教育委員会は、センターの管理に係る業務を行うものとする。
- 2 第11条第1項及び第2項、第12条第1項及び第2項、第13条(第1号及び第3号を除く。)並びに第14条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		
第11条の見出し	利用料金	使用料		
第11条第1項	利用者	センターを利用する者(以下「利用者」という。)		
	利用料金	使用料		
	指定管理者に納付しなければ	納付しなければ		
第11条第2項	利用料金	使用料		
	指定管理者	教育委員会		
	後納させ、又は分納させる	後納させる		
第12条の見出し	利用料金	使用料		
第12条第1項	利用料金	使用料		
	指定管理者	教育委員会		
第12条第2項	指定管理者が定める附属設備	センターの附属設備		
	利用料金	使用料		
	指定管理者が定める額	教育委員会が定める額		
第13条の見出し	利用料金	使用料		
第13条各号列記以外の部分	指定管理者	教育委員会		
	利用料金	使用料		
第13条第2号	認めて指示する	認める		
第14条の見出し	利用料金	使用料		
第14条各号列記以外の部分	指定管理者が既に収受した利用料金	既に納付した使用料		
第14条第2号	前号に掲げるもののほか、指定管理者	利用者が教育委員会の定める日までに利用の取消し		
		を申し出て、教育委員会		

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附即

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
 - (愛媛県生涯学習センター使用料条例の廃止)
- 2 愛媛県生涯学習センター使用料条例(平成2年愛媛県条例第26号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際教育委員会がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に教育委員会に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現にセンター資料の特別利用又は館外貸出しについて愛媛県生涯学習センター管理規則(平成3年愛媛県教育委員会規則第6号)第15条第1項又は第16条第2項の許可を受けている者は、それらの許可と同様の条件により当該特別利用又は館外貸出しについて第15条第1項又は第20条第2項の許可を受けている者とみなす。

別表(第4条、第8条、第12条関係)

単 位	金額
1 時間につき	2 <i>4</i> 80円
1 時間につき	380円
1室1時間につき	1 ,980 円
1時間につき	1 ,320円
1 時間につき	1 290円
1 時間につき	10 ,100円
1室1時間につき	460円
1時間につき	1 ,170円
1 時間につき	640円
1 時間につき	790円
	1時間につき 1時間につき 1室1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき 1時間につき

- 備考1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
 - 2 利用時間が1時間未満のときは、1時間として計算する。

○愛媛県条例第26号

愛媛県総合科学博物館管理条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県総合科学博物館管理条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、愛媛県総合科学博物館(以下「博物館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (業務)
- 第2条 博物館は、博物館法(昭和26年法律第285号)第3条に規定する事業に係る業務を行う。
- 2 前項に定めるもののほか、博物館は、次に掲げる業務を行う。
- (1) プラネタリウムの運営に関すること。
- (2) 生涯学習の促進及び援助に関すること。
- (3) 施設の提供に関すること。
- (4) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

- 第3条 博物館の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、教育委員会が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 前条第1項に規定する業務のうち教育委員会が定める業務の実施に関すること。
 - (2) 前条第2項各号に掲げる業務の実施に関すること。
 - (3) 博物館の利用の許可に関すること。

- (4) 博物館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
- (5) 博物館の利用の促進に関すること。
- (6) 博物館の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (7) その他教育委員会が定める業務

(開館時間等)

- 第4条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1の1の項から7の項までに掲げる施設は、午前9時から午後10時まで利用することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、第1項の開館時間 及び前項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

- 第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 毎月の第1月曜日以外の月曜日及び当該第1月曜日の翌日(これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)
 - (2) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に博物館を利用させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

(禁止行為)

- 第6条 博物館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。
 - (1) 寄附の募集
 - (2) 爆発物その他の危険物の持込み
 - (3) 行商その他これに類する行為
 - (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置
- 2 前項の規定は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の当該許可に係る行為については、適用しない。 (入館の制限等)
- 第7条 指定管理者は、博物館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館への入館を禁じ、その利用を制限し、 又は退館を命ずることができる。博物館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
 - (1) 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (2) 博物館の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
 - (3) 博物館の施設等又は博物館が収集し、保管し、若しくは展示する資料(以下「博物館資料」という。)を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
 - (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

- **第8条** 博物館の展示室又はプラネタリウムを観覧しようとする者及び次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - (1) 別表第1に掲げる施設
 - (2) 指定管理者が定める附属設備及び備品
- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、博物館の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

- 第9条 指定管理者は、博物館の展示室又はプラネタリウムを観覧しようとする者及び前条第1項各号に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。博物館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
 - (1) 博物館の秩序を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 博物館の施設等又は博物館資料を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

- **第10条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。博物館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
 - (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
 - (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

第11条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、博物館の利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

- 第12条 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の展示に係る利用料金の額は、当該特別の展示に要する費用を勘案して指定管理者がその都度定める額 とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、指定管理者が定める附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

- 第13条 指定管理者は、次に掲げる者に対しては、別表第2に掲げる利用料金を免除しなければならない。
 - (1) 教育課程に基づく学習活動として、プラネタリウムを観覧する県内の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒及びこれらの引率者、展示室又はプラネタリウムを観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒及びその引率者並びに展示室を観覧する県内の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒の引率者
 - (2) 身体に障害を有する者で、本人又はその保護者が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの及びその介護者
 - (3) 療育手帳 (知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者及びその介護者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者
- 2 前項各号に掲げる者が同項の利用料金の免除を受けようとする場合は、同項各号に該当することを証する書類を提示しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。
- (1) 県又は指定管理者が博物館の目的を達成するために利用するとき。
- (2) 教育委員会が特に必要があると認めて指示するとき。
- (3) 指定管理者が博物館の施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

- **第14条** 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

(博物館資料の特別利用)

- **第15条** 博物館資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(特別利用料の納付)

- 第16条 営利を目的として博物館資料の特別利用をしようとする者で前条第1項の許可を受けたもの(以下「特別利用者」という。)は、 当該特別利用に係る使用料(以下「特別利用料」という。)を納付しなければならない。
- 2 特別利用料は、博物館資料の特別利用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。

(特別利用料の額)

- 第17条 特別利用料の額は、博物館資料 1 点の特別利用 1 回につき、 5,000 円の範囲内で教育委員会が定める額とする。 (特別利用料の減免)
- 第18条 教育委員会は、特に必要と認める者に対しては、その特別利用料を減免することができる。

(特別利用料の不還付)

- 第19条 既に納付した特別利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 天災その他特別利用者の責めに帰することができない理由により特別利用が不能となったとき。

(2) 特別利用者が教育委員会が定める日までに特別利用の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めたとき。 (博物館資料の館外貸出し)

第20条 教育委員会は、博物館の業務に支障がない場合で、自然史等に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められ、かつ、博物館資料の取扱い上の安全が確認できるときは、博物館資料の館外貸出しを行うことができる。

- 2 前項の規定により館外貸出しを受けようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。当該館外貸出しの許可を受けた者がその期間を延長しようとするときも、同様とする。
- 3 教育委員会は、前項の許可をする場合において、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、館外貸出期間中であっても、館外貸出しを許可した博物館資料の返還を求めることができる。 (損害賠償等)
- **第21条** 自己の責めに帰すべき理由により、博物館の施設等又は博物館資料を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(教育委員会による管理)

第22条 博物館の管理を指定管理者が行うことができないときは、教育委員会は、博物館の管理に係る業務を行うものとする。

2 第11条第1項及び第2項、第12条第1項から第3項まで、第13条(第3項第1号及び第3号を除く。)並びに第14条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条の見出し	利用料金	使用料
第11条第1項	利用者	博物館を利用する者(以下「利用者」という。)
	利用料金	使用料
	指定管理者に納付しなければ	納付しなければ
第11条第2項	利用料金	使用料
	指定管理者	教育委員会
	後納させ、又は分納させる	後納させる
第12条の見出し	利用料金	使用料
第12条第 1 項	利用料金	使用料
	指定管理者	教育委員会
第12条第2項	利用料金	使用料
	指定管理者	教育委員会
第12条第3項	指定管理者が定める附属設備	博物館の附属設備
	利用料金	使用料
	指定管理者が定める額	教育委員会が定める額
第13条の見出し	利用料金	使用料
第13条第1項各号列記以外の部分	指定管理者	教育委員会
	利用料金	使用料
	免除しなければならない	免除するものとする
第13条第2項	利用料金	使用料
第13条第3項各号列記以外の部分	指定管理者	教育委員会
	利用料金	使用料
第13条第3項第2号	認めて指示する	認める
第14条の見出し	利用料金	使用料
第14条各号列記以外の部分	指定管理者が既に収受した利用料金	既に納付した使用料
第14条第2号	前号に掲げるもののほか、指定管理	別表第1に掲げる施設の利用者が教育委員会の定める日ま
	者	でに利用の取消しを申し出て、教育委員会

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(愛媛県総合科学博物館使用料条例の廃止)

2 愛媛県総合科学博物館使用料条例(平成6年愛媛県条例第15号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際教育委員会がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に教育委員会に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に博物館資料の特別利用又は館外貸出しについて愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)第17条第1項又は第18条第2項の許可を受けている者は、それらの許可と同様の条件により当該特別利用又は館外貸出しについて第15条第1項又は第20条第2項の許可を受けている者とみなす。

別表第1(第4条、第8条、第12条関係)

	区分	単 位	金 額
1	多目的ホール	1 時間につき	2 ,960 円
2	控室	1室1時間につき	220円
3	研修室	1室1時間につき	1 ,560 円
4	パソコン演習室	1 時間につき	1 ,520 円
5	ミーティングルーム	1 時間につき	860円
6	会議室	1 時間につき	810円
7	オリエンテーションルーム	1 時間につき	1 ,380 円
8	企画展示室	1 時間につき	3 ,040 円

備考1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

別表第2 (第12条、第13条関係)

1 展示室観覧料

区分	単 位	金	額
15歳以上の者(中学校、中等教育学校の前期課程及	1人1回につき		750円
び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)			

2 プラネタリウム観覧料

区分	単 位	金	額
15歳以上の者(中学校、中等教育学校の前期課程及 び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1 人 1 回につき		750円
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別 支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1 人 1 回につき		500円

○愛媛県条例第27号

愛媛県歴史文化博物館管理条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県歴史文化博物館管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、愛媛県歴史文化博物館(以下「博物館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (業務)

第2条 博物館は、博物館法(昭和26年法律第285号)第3条に規定する事業に係る業務を行う。

² 利用時間が1時間未満のときは、1時間として計算する。

- 2 前項に定めるもののほか、博物館は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 生涯学習の促進及び援助に関すること。
- (2) 施設の提供に関すること。
- (3) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

- 第3条 博物館の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、教育委員会が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 前条第1項に規定する業務のうち教育委員会が定める業務の実施に関すること。
 - (2) 前条第2項各号に掲げる業務の実施に関すること。
 - (3) 博物館の利用の許可に関すること。
 - (4) 博物館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
 - (5) 博物館の利用の促進に関すること。
 - (6) 博物館の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
 - (7) その他教育委員会が定める業務

(開館時間等)

- 第4条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1の1の項から7の項までに掲げる施設は、午前9時から午後10時まで利用することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、第1項の開館時間 及び前項の利用時間を変更することができる。

(休館日)

- 第5条 博物館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 毎月の第1月曜日以外の月曜日及び当該第1月曜日の翌日(これらの日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)
 - (2) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に博物館を利用させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

(禁止行為)

- 第6条 博物館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。
 - (1) 寄附の募集
 - (2) 爆発物その他の危険物の持込み
 - (3) 行商その他これに類する行為
 - (4) 宣伝その他これに類する行為
 - (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置
- 2 前項の規定は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の当該許可に係る行為については、適用しない。 (入館の制限等)
- **第7条** 指定管理者は、博物館を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館への入館を禁じ、その利用を制限し、 又は退館を命ずることができる。博物館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
 - (1) 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (2) 博物館の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
 - (3) 博物館の施設等又は博物館が収集し、保管し、若しくは展示する資料(以下「博物館資料」という。)を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
 - (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

- **第8条** 博物館の展示室を観覧しようとする者及び次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - (1) 別表第1に掲げる施設
 - (2) 指定管理者が定める附属設備及び備品
- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、博物館の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付する ことができる。

(許可の基準)

第9条 指定管理者は、博物館の展示室を観覧しようとする者及び前条第1項各号に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいず

れかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。博物館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

- (1) 博物館の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 博物館の施設等又は博物館資料を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

- **第10条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。博物館の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
 - (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
 - (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

第11条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、博物館の利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

- 第12条 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の展示に係る利用料金の額は、当該特別の展示に要する費用を勘案して指定管理者がその都度定める額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、指定管理者が定める附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。その額を変更しようと するときも、同様とする。
- 5 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、次に掲げる者に対しては、別表第2に掲げる利用料金を免除しなければならない。

- (1) 教育課程に基づく学習活動として、展示室を観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒及びその引率者並びに展示室を観覧する県内の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒の引率者
- (2) 身体に障害を有する者で、本人又はその保護者が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの及びその介護者
- (3) 療育手帳 (知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者及びその介護者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 者及びその介護者
- 2 前項各号に掲げる者が同項の利用料金の免除を受けようとする場合は、同項各号に該当することを証する書類を提示しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。
 - (1) 県又は指定管理者が博物館の目的を達成するために利用するとき。
 - (2) 教育委員会が特に必要があると認めて指示するとき。
 - (3) 指定管理者が博物館の施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

- 第14条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

(博物館資料の特別利用)

- **第15条** 博物館資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等又はこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(特別利用料の納付)

- 第16条 営利を目的として博物館資料の特別利用をしようとする者で前条第1項の許可を受けたもの(以下「特別利用者」という。)は、 当該特別利用に係る使用料(以下「特別利用料」という。)を納付しなければならない。
- 2 特別利用料は、博物館資料の特別利用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることが

できる。

(特別利用料の額)

- 第17条 特別利用料の額は、博物館資料 1 点の特別利用 1 回につき、 5,000 円の範囲内で教育委員会が定める額とする。 (特別利用料の減免)
- **第18条** 教育委員会は、特に必要と認める者に対しては、その特別利用料を減免することができる。

(特別利用料の不環付

- 第19条 既に納付した特別利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 天災その他特別利用者の責めに帰することができない理由により特別利用が不能となったとき。
 - (2) 特別利用者が教育委員会が定める日までに特別利用の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めたとき。

(博物館資料の館外貸出し)

- **第20条** 教育委員会は、博物館の業務に支障がない場合で、歴史文化に関する学術上の調査研究又は啓発のために特に必要と認められ、かつ、博物館資料の取扱い上の安全が確認できるときは、博物館資料の館外貸出しを行うことができる。
- 2 前項の規定により館外貸出しを受けようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。当該館外貸出しの許可を受けた者がその期間を延長しようとするときも、同様とする。
- 3 教育委員会は、前項の許可をする場合において、博物館資料の管理上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、館外貸出期間中であっても、館外貸出しを許可した博物館資料の返還を求めることができる。 (損害賠償等)
- **第21条** 自己の責めに帰すべき理由により、博物館の施設等又は博物館資料を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(教育委員会による管理)

- 第22条 博物館の管理を指定管理者が行うことができないときは、教育委員会は、博物館の管理に係る業務を行うものとする。
- 2 第11条第1項及び第2項、第12条第1項から第3項まで、第13条(第3項第1号及び第3号を除く。)並びに第14条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条の見出し	利用料金	使用料
第11条第1項	利用者	博物館を利用する者(以下「利用者」という。)
	利用料金	使用料
	指定管理者に納付しなければ	納付しなければ
第11条第 2 項	利用料金	使用料
	指定管理者	教育委員会
	後納させ、又は分納させる	後納させる
第12条の見出し	利用料金	使用料
第12条第 1 項	利用料金	使用料
	指定管理者	教育委員会
第12条第 2 項	利用料金	使用料
	指定管理者	教育委員会
第12条第 3 項	指定管理者が定める附属設備	博物館の附属設備
	利用料金	使用料
	指定管理者が定める額	教育委員会が定める額
第13条の見出し	利用料金	使用料
第13条第1項各号列記以外の部	B分 指定管理者	教育委員会
	利用料金	使用料
	免除しなければならない	免除するものとする
第13条第 2 項	利用料金	使用料
第13条第3項各号列記以外の部	B分 指定管理者	教育委員会
	利用料金	使用料

第13条第3項第2号	認めて指示する	認める
第14条の見出し	利用料金	使用料
第14条各号列記以外の部分	指定管理者が既に収受した利用料金	既に納付した使用料
第14条第2号	前号に掲げるもののほか、指定管理 者	別表第1に掲げる施設の利用者が教育委員会の定める日ま でに利用の取消しを申し出て、教育委員会

(補則)

第23条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附即

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
 - (愛媛県歴史文化博物館使用料条例の廃止)
- 2 愛媛県歴史文化博物館使用料条例(平成6年愛媛県条例第16号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際教育委員会がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に教育委員会に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に博物館資料の特別利用又は館外貸出しについて愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)第17条第1項又は第18条第2項の許可を受けている者は、それらの許可と同様の条件により当該特別利用又は館外貸出しについて第15条第1項又は第20条第2項の許可を受けている者とみなす。

別表第1(第4条、第8条、第12条関係)

	区分	単 位	金 額
1	多目的ホール	1 時間につき	2 ,960 円
2	控室	1室1時間につき	360円
3	研修室	1室1時間につき	820円
4	パソコン演習室	1 時間につき	1 ,520円
5	ミーティングルーム	1 時間につき	780円
6	会議室	1 時間につき	1 ,060 円
7	オリエンテーションルーム	1 時間につき	2 ,000円
8	企画展示室	1 時間につき	3 560円

備考1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

2 利用時間が1時間未満のときは、1時間として計算する。

別表第2(第12条、第13条関係)

展示室観覧料

区分	単 位	金	額
15歳以上の者(中学校、中等教育学校の前期課程及 び特別支援学校の中学部の生徒を除く。)	1人1回につき		750円

○愛媛県条例第28号

えひめ青少年ふれあいセンター使用料条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

えひめ青少年ふれあいセンター使用料条例

(使用料の徴収)

第1条 えひめ青少年ふれあいセンター(以下「センター」という。)を使用する者から、この条例の定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の額)

- 第2条 前条に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で 教育委員会が定める額とする。
 - (1) 宿泊使用 1人1泊につき 800円
 - (2) 日帰り使用 1人1日につき 200円

(使用料の納付時期)

- **第3条** 使用料は、センターの使用の前に納付しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、後納させることができる。 (使用料の減免)
- 第4条 教育委員会は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

- 第5条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 天災その他センターを使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となったとき。
 - (2) センターを使用する者が教育委員会が定める日までに使用の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めたとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、使用料の徴収に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附即

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(この条例の失効)

- 3 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。
 - (この条例の失効に伴う経過措置)
- 4 平成21年3月31日以前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第29号

えひめ青少年ふれあいセンター管理条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

えひめ青少年ふれあいセンター管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、えひめ青少年ふれあいセンター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (業務)

- 第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 青少年の団体宿泊訓練その他青少年の教育に必要な研修に関すること。
 - (2) 家族、青少年等の体験活動の機会の提供に関すること。
 - (3) 県民の生涯学習活動の場の提供に関すること。
 - (4) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

- 第3条 センターの指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、教育委員会が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
 - (2) センターの利用の許可に関すること。
 - (3) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
 - (4) センターの利用の促進に関すること。
 - (5) センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
 - (6) その他教育委員会が定める業務

(利用者)

- **第4条** センターを利用することができる者は、次に掲げる団体の構成員で、当該団体の活動への参加のために利用しようとするものとする
 - (1) 青少年、青少年の育成関係者又はこれらの者により構成される団体
 - (2) 生涯学習活動に関する計画を有し、当該活動を行う団体
 - (3) その他指定管理者が適当と認める団体

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 宿泊利用 到着の日の午前8時30分から出発の日の午後5時30分まで
- (2) 日帰り利用 午前8時30分から午後5時30分まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の利用時間を変更することができる。

(休所日)

- 第6条 センターの休所日は、月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は休所日にセンターを利用させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、同項の休所日を変更することができる。

(利用の許可)

- **第7条** センターを利用しようとする者並びに指定管理者が定める附属設備及び備品を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、センターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

- **第8条** 指定管理者は、センターを利用しようとする者並びに指定管理者が定める附属設備及び備品を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
 - (1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。
 - (2) センターの施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

- **第9条** 指定管理者は、第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
 - (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により第7条第1項の許可を受けたとき。
 - (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (4) 第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

- 第10条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
- 2 利用料金は、センターの利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させる ことができる。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

- 第11条 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者が定める附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。
- 3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。その額を変更しようと するときも、同様とする。
- 4 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

- 第12条 指定管理者は、次に掲げる者に対しては、利用料金を免除しなければならない。
 - (1) 教育課程に基づく学習活動として、日帰り利用を行う県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒及びこれらの引率者
 - (2) 身体に障害を有する者で、本人又はその保護者が身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの及びその介護者
 - (3) 療育手帳 (知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者及びその介護者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 者及びその介護者
- 2 前項各号に掲げる者が同項の利用料金の免除を受けようとする場合は、同項各号に該当することを証する書類を提示しなければならない。

- 3 指定管理者は、第1項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。
- (1) 県又は指定管理者がセンターの目的を達成するために利用するとき。
- (2) 教育委員会が特に必要があると認めて指示するとき。
- (3) 指定管理者がセンターの施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

- 第13条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

(損害賠償等)

第14条 自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(教育委員会による管理)

- 第15条 センターの管理を指定管理者が行うことができないときは、教育委員会は、センターの管理に係る業務を行うものとする。
- 2 第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項、第12条(第3項第1号及び第3号を除く。)並びに第13条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		
第10条の見出し	利用料金	使用料		
第10条第1項	利用者	センターを利用する者(以下「利用者」という。)		
	利用料金	使用料		
	指定管理者に納付しなければ	納付しなければ		
第10条第2項	利用料金	使用料		
	指定管理者	教育委員会		
	後納させ、又は分納させる	後納させる		
第11条の見出し	利用料金	使用料		
第11条第1項	利用料金	使用料		
	指定管理者	教育委員会		
第11条第2項	指定管理者が定める附属設備	センターの附属設備		
	利用料金	使用料		
	指定管理者が定める額	教育委員会が定める額		
第12条の見出し	利用料金	使用料		
第12条第1項各号列記以外の部分	指定管理者	教育委員会		
	利用料金	使用料		
	免除しなければならない	免除するものとする		
第12条第2項	利用料金	使用料		
第12条第3項各号列記以外の部分	指定管理者	教育委員会		
	利用料金	使用料		
第12条第 3 項第 2 号	認めて指示する	認める		
第13条の見出し	利用料金	使用料		
第13条各号列記以外の部分	指定管理者が既に収受した利用料金	既に納付した使用料		
第13条第2号	前号に掲げるもののほか、指定管理者	利用者が教育委員会の定める日までに利用の取消しを申		
		し出て、教育委員会		

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際教育委員会がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に教育委員会に対してされている申

請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、この条例中 の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

別表(第11条関係)

区分	金額				
∆ л	宿泊利用	日帰り利用			
1 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援 学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒	1人1泊につき 300円	1人1日につき 100円			
2 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高 等部、高等専門学校又は大学の生徒又は学生	1人1泊につき 600円	1人1日につき 200円			
3 1及び2以外の者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)	1人1泊につき 900円	1人1日につき 300円			

○愛媛県条例第30号

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 正 (定義) (定義)

第2条 この条例において「教育職員」とは、公立学校の校長、教 │第2条 この条例において「教育職員」とは、公立学校の校長、教 頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(大学 に勤務する者以外の者で常時勤務のもの及び第7条の2第2項に 規定する短時間勤務教育職員であるものに限る。)、養護助教 諭、実習助手及び寄宿舎指導員のうち、愛媛県においてその給与 を支給している者をいう。

別表第1(第4条関係)

中学校・小学校教育職員給料表

職員	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級		職員	職務の級	1 級
の区分	- w	給料	給料	<u>給料</u>	給料	給料		か区分	- L	給料
	号給	月額	月額	<u>月額</u>	月額	月額		,,	号給	月額
		省略	省略	円	省略	省略				省略
	1			255 ,192					1	
	2			258 ,004					2	
	3			<u>260 ,816</u>					3	
	4			263 ,628					4	
	5			<u>266 ,440</u>					5	
	6			<u>269 ,152</u>					6	
	7			<u>271 ,864</u>					7	
	8			274 575					8	
	9			<u>277 ,287</u>					9	

279 ,998

頭_____、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師(大学 に勤務する者以外の者で常時勤務のもの及び第7条の2第2項に 規定する短時間勤務教育職員であるものに限る。)、養護助教 諭、実習助手及び寄宿舎指導員のうち、愛媛県においてその給与 を支給している者をいう。

別表第1(第4条関係)

		中学校・	小学校教育	育職員給料	抖表	
職員	職務の級	1 級	2 級		3 級	4 級
の区 分	- 4A	給料	給料		給料	給料
73	号給	月額	月額		月額	月額
		省略	省略		省略	省略
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					

平成20年3月]28日	愛	媛	県	報	第1950号外 1
11	282 ,710		1		11	
12	285 ,422				12	
	203 #22				12	
13	288 ,133				13	
14	290 ,845				14	
15	293 ,556				15	
16	296 ,268				16	
	230 200				10	
17	298 ,980				17	
18	301 ,691				18	
19	304 ,403				19	
20	307 ,114				20	
21	309 ,826				21	
22	312 ,538				22	
23	315 ,249				23	
24	317 ,961				24	
25	<u>320 ,672</u>				25	
26	323 ,083				26	
27	<u>325</u> ,493				27	
28	327 ,903				28	
29	330 ,314				29	
30	332 ,523				30	
31	334 ,733				31	
32	336 ,942				32	
33	<u>339</u> ,152				33	
34	<u>341 ,261</u>				34	
35	<u>343 ,370</u>				35	
36	<u>345 ,479</u>				36	
37	347 ,588				37	
38	<u>349 ,596</u>				38	
39	<u>351</u> ,605				39	
40	<u>353</u> ,614				40	
41	355 ,622				41	
42	<u>357 ,430</u>				42	
43	359 ,238				43	
44	<u>361 ,045</u>				44	
45	<u>362 ,853</u>				45	

	平成	20年3月28日	3	愛	媛	県	報	第1950号外 1
	46		364 560				46	
	47		366 268				47	
	48		<u>367 ,975</u>				48	
	49		<u>369 ,682</u>				49	
	50		<u>371 ,390</u>				50	
	51		<u>373 ,097</u>				51	
	52		<u>374 ,804</u>				52	
	53		<u>376 ,512</u>				53	
	54		378 ,018				54	
	55		379 524				55	
	56		<u>381 ,031</u>				56	
	57		382 537				57	
	58		<u>383 ,943</u>				58	
	59		385 ,349				59	
	60		<u>386 ,755</u>				60	
	61		<u>388 ,161</u>				61	
	62		<u>389</u> <u>467</u>				62	
	63		<u>390 ,773</u>				63	
	64		392 ,078				64	
	65		393 ,384				65	
	66		394 ,589				66	
	67		395 ,794				67	
	68		396 ,999				68	
	60		202 204				60	
	69 70		398 ,204 399 ,410				69 70	
	70		400 ,615				71	
	72		400 Ø13 401 ,820				72	
再任	· -					再任	-	
月月月日	73		403 ,025			用教	73	
育職	74		404 ,130			育職	74	
員以	75		405 235			員以	75	
外の	76		406 ,339			外の	76	
教育						教育		
職員	77		<u>407 ,444</u>			職員	77	
	78		408 ,448				78	
	79		<u>409 ,453</u>				79	
	80		<u>410 <i>4</i>57</u>				80	

	<u> </u>	<u> </u>	328日			愛好	爰	県	報			 1950号外	<u> </u>
	81			<u>411 <i>4</i>61</u>					81				
	82			412 265					82				
	83			413 ,068					83				
	84			413 ,872					84				
	85			414 ,675					85				
	86			<u>415 ,478</u>					86				
	87			416 282					87				
	88			417 ,085					88				
	89			417 ,889					89				
	90			418 ,592					90				
	91			<u>419 ,295</u>					91				
	92			419 ,998					92				
	93			<u>420 ,701</u>					93				
	94			<u>421 ,404</u>					94				
	95			422 ,107					95				
	96			422 810					96				
	97			423 ,513					97				
	98			424 ,115					98				
	99			424 ,718					99				
	100			425 ,220					100				
	101			<u>425 ,722</u>					101				
	102			426 ,325					102				
	103			426 ,927					103				
	104			<u>427 ,430</u>					104				
	105			427 ,932					105				
	106			428 ,534					106				
	107			429 ,137					107				
	108			429 ,639					108				
	109			430 ,141					109				
	110~			130 ,					110~				
	149								149				
	省略								省略				
再任		省略	省略	305 ,005	省略	省略	1	再任		省略	省略	省略	省略
用教								用教					
育職								育職					
員				'				員					

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第3条 教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年愛媛県条例第42号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 ᅏ īΕ 前 (定義) (定義) **第2条** この条例において「教育職員」とは、学校教育法(昭和22 │ **第2条** この条例において「教育職員」とは、学校教育法(昭和22 年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育 年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育 学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務す 学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務す る校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、 る校長、教頭 、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、 養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第 養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第 1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手 1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手 及び寄宿舎指導員をいう。 及び寄宿舎指導員をいう。 (教職調整額の支給) (教職調整額の支給) 第3条 教育職員のうち、その属する職務の級が教育職員の給与に │第3条 教育職員のうち、その属する職務の級が教育職員の給与に

- 第3条 教育職員のうち、その属する職務の級が教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「給与条例」という。)別表第1又は別表第2の給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。
- 2 省略

- 第3条 教育職員のうち、その属する職務の級が教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号。以下「給与条例」という。)別表第1又は別表第2の給料表の1級又は2級である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。
- 2 省略

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第31号

教育職員の特殊勤務手当に関する条例及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

教育職員の特殊勤務手当に関する条例及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部 を改正する条例

(教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 教育職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(特別支援教育手当)

第10条の2 特別支援教育手当は、次に掲げる教育職員が障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に直接従事した場合

に支給する。

- (1) (2) 省略
- (3) 小学校又は中学校に勤務する教育職員で、学校教育法施行規 則<u>第140条</u>の規定による障害に応じた特別の指導を本務とす るもの

に支給する。

- (1) (2) 省略
- (3) 小学校又は中学校に勤務する教育職員で、学校教育法施行規 則<u>第73条の21</u>の規定による障害に応じた特別の指導を本務とす るもの

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成18年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例	第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例
によるほか、次の各号に定めるところによる。	によるほか、次の各号に定めるところによる。
(1) 省略	(1) 省略
② 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をい	② 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をい
う。	う。
ア 幼稚園教育要領(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令	ア 幼稚園教育要領(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令
第11号) <u>第38条</u> に規定する幼稚園教育要領をいう。以下同	第11号) <u>第76条</u> に規定する幼稚園教育要領をいう。以下同
じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほ	じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほ
か、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どもの	か、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どもの
うち児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規	うち児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規
定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園	定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園
イ 省略	イ 省略
(3) • (4) 省略	(3)・(4) 省略

B(4 B)

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第32号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例(昭和32年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(定数)		(定数)	
第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。		第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。	
(1) 県立学校の職員	4 ,123人	(1) 県立学校の職員	<u>4 ,172人</u>
(2) 市町立学校の職員	9 067人	(2) 市町立学校の職員	<u>9 ,161人</u>
計 1	13 ,190人	計	13 ,333 人

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第33号

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。 平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例

愛媛県県立学校設置条例(昭和39年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

- (11 - - (11 - - (11 - - (11 - - (11 - - (11 - - (11 - - (11 - - (11 - - (11 - - (11 - - (11 - - (11 - - (11 - - (11 -

改 正 後	改 正 前
別表1 (第2条、附則第2項関係)	別表1 (第2条、附則第2項関係)
学 校 名 位 置	学 校 名 位 置
省略	省略 今治東高等学校 今治市
省略	省略 松山西高等学校 松山市
省略	省略

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第34号

萬翠荘管理条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

萬翠荘管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、萬翠荘の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

- 第2条 萬翠荘は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 萬翠荘の公開に関すること。
 - (2) 県民の文化の振興を図るための各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること。
 - (3) その他必要な業務

(指定管理者が行う業務)

- 第3条 萬翠荘の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、知事が指定する法人その他の団体をいう。以下「指定管理者」という。)は、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 前条各号に掲げる業務の実施に関すること。
 - (2) 萬翠荘の利用の許可に関すること。
 - (3) 萬翠荘の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。
 - (4) 萬翠荘の利用の促進に関すること。
 - (5) 萬翠荘の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
 - (6) その他知事が定める業務

(開館時間)

- 第4条 萬翠荘の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

- 第5条 萬翠荘の休館日は、月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該休日の直後の休日でない日)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に萬翠荘を利用させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の休館日を変更することができる。

(禁止行為)

- 第6条 萬翠荘を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。
 - (1) 寄附の募集

- (2) 爆発物その他の危険物の持込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置
- 2 前項の規定は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)の当該許可に係る行為については、適用しない。 (入館の制限等)
- 第7条 指定管理者は、萬翠荘を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、萬翠荘への入館を禁じ、その利用を制限し、 又は退館を命ずることができる。萬翠荘の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
 - (1) 前条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (2) 萬翠荘の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
 - (3) 萬翠荘の施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。
 - (4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。

(利用の許可)

- **第8条** 次に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - (1) 別表に掲げる施設
 - (2) 指定管理者が定める附属設備及び備品
- 2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、萬翠荘の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の基準)

- **第9条** 指定管理者は、前条第1項各号に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。萬翠荘の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
 - (1) 萬翠荘の秩序を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 萬翠荘の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。

(許可の取消し等)

- **第10条** 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。萬翠荘の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。
 - (1) この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により第8条第1項の許可を受けたとき。
 - (3) 風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (4) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(利用料金の納付)

- 第11条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
- 2 利用料金は、萬翠荘の利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の額)

- 第12条 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。
- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者が定める附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。
- 3 指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとすると きも、同様とする。
- 4 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。

(利用料金の減免)

- **第13条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。
 - (1) 県又は指定管理者が萬翠荘の目的を達成するために利用するとき。
 - (2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。
 - (3) 指定管理者が萬翠荘の施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

- 第14条 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

(損害賠償等)

第15条 自己の責めに帰すべき理由により、萬翠荘の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を

賠償しなければならない。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、萬翠荘の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際愛媛県美術館分館として教育委員会がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に教育委員 会に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後 においては、この条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他 の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前の使用に係る使用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。

別表(第8条、第12条関係)

区分	単 位	金額
展示室	1 室 1 日につき	4 ,600 円
愚陀佛庵	1日につき	3 ,400円

備考 第4条の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、1時間(利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時 間が1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、次の表に定める額の範囲内の額を加算した額とする。

区分	金 額
展示室	700円
愚陀佛庵	500円

○愛媛県条例第35号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後		改	正	前
(経営の基本)				(経営の基本)			

第3条 省略

- 2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次 2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次 に掲げるとおりとする。
- (1)~(3) 省略
- (4) 病院事業

名 称	位 置	診療科 目	病床数
省略			
愛媛県立	新居浜市	内科、外科、呼吸器科、小	350
新居浜病		児科、皮膚科、泌尿器科 <u>、</u>	
院		<u>産婦人科</u> 、眼科、耳鼻いん	
		こう科、歯科、放射線科、	
		整形外科、麻酔科、消化器	
		科、循環器科、脳神経外	
		科、呼吸器外科、心臓血管	
		外科	

第3条 省略

- に掲げるとおりとする。
- (1)~(3) 省略
- (4) 病院事業

名 称	位置	診療科目	病床数
省略			
愛媛県立	新居浜市	内科、外科、呼吸器科、小	350
新居浜病		児科、皮膚科、泌尿器科	
院		、眼科、耳鼻いん	
		こう科、歯科、放射線科、	
		整形外科、麻酔科、消化器	
		科、循環器科、脳神経外	
		科、呼吸器外科、心臓血管	
		外科	

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第36号

愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例(平成19年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附則	附則
2 この条例は、 <u>平成21年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成20年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第37号

愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県政務調査費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(交付の対象)	(交付の対象)
第2条 政務調査費は、議員の職にある者	 第2条 政務調査費は、愛媛県議会における会派(愛媛県議会議長
	(以下「議長」という。)に対し届出のあった会派で愛媛県議会
	運営委員会において認定されたものをいい、所属議員が1人のも
 に対し交付する。	
第3条 政務調査費は、月額33万円を月の初日に在職する議員に対	│ │ 第3条 政務調査費の額は、月額33万円に会派の所属議員の数を乗
し交付する。	じて得た額とする。
=	2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員の
	数による。
│ │ 2 議員の任期満了の場合又は月の途中(初日を除く	
。)において議員の辞職、失職、死亡若しくは除名	じ。)において議員の辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所
。 / にのがではなり in Max / パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パー・パ	属会派からの脱会若しくは除名若しくは議会の解散があった場合
におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の額に	におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の額に
ついては、これらの事由が生じなかったものとみなす。	ついては、これらの事由が生じなかったものとみなす。月の途中
200 Class 4 M 2 C C 20 C 20 C 20 C 20 C 20 C 20 C 2	において一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合
	も、同様とする。
	3、 日本にする。 4 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重
	複して行うことができない。
	(会派の届出)
	第4条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、当該
	会派の所属議員のうちから経理責任者を定め、会派の名称、経理
	云派の所属議員の
	具は自の氏白での他戚文のためる事項で戚文に届け出なければな らない。
	2 会派の代表者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに、当該変更の内容その他議長の定める事項を

(議員 の通知)

- **第4条** 愛媛県議会議長(以下「議長」という。)は 、毎 **第5条** 議長は、前条の規定による届出のあった会派について、毎 年度当初に、政務調査費の交付を受けようとする議員の氏名を知 事に通知しなければならない。
- __があった場合は、その都度、速やかに、<u>政務調</u> ならない。

(交付の決定)

調査費の交付の決定を行い、当該議員 に通知しなければ ならない。

(請求及び交付)

- 期ごとに、速やかに、同条の規定により交付の決定をされた当該 四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとす
- 2 省略
- 3 議員が一四半期の途中において辞職、失職、死亡、除名又は議 4 ______一四半期の途中において会派が消滅したときは、当該会 <u>会の解散により議員でな</u>くなったときは、当該議員又はその相続 人は、速やかに、議員でなくなった日の属する月の翌月分(その 日が月の初日の場合は、当月分)以降の政務調査費を知事に返還 しなければならない。

(適正使用)

第7条 議員は、議長が定める使途基準に従い、政務調査費を適正 **│第8条** 会派は、議長が定める使途基準に従い、政務調査費を適正 に使用しなければならない。

(収支報告書)

- 第8条 議員 び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、交付に係る 年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならな L1.
- 議員が年度の途中において任期満了、辞職、失職、死亡、除名 又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員又はそ の相続人は、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属 する月(その日が月の初日の場合は、前月)までの収支報告書 を、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に、議長に 提出しなければならない。
- 3 収支報告書には、政務調査費による支出のうち1件1万円以上 の支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければなら な<u>い。</u>

(議長の調査)

第9条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規 **│第10条** 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規 定により収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し(以下 「収支報告書等」という。)が提出されたときは、必要に応じ調 査を行うことができる。

(政務調査費の返還)

第10条 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費 **│ 第11条** 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費 の総額から、当該議員がその年度において第7条に規定する使途 基準に従って支出した政務調査費の総額を控除して残余がある場

議長に届け出なければならない。

(会派等の通知)

- 年度当初に、会派の名称、所属議員の数その他必要な事項 を知 事に通知しなければならない。
- 2 議長は、前項の規定による通知の後、年度の途中において議員 2 議長は、前項の規定による通知の後、年度の途中において前条 の規定による届出があった場合は、その都度、速やかに、当該届 を知事に通知しなければ 出の内容 ならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による通知に係る議員について、政務 **│ 第6条** 知事は、前条の規定による通知に係る会派について、政務 調査費の交付の決定を行い、当該会派の代表者に通知しなければ ならない。

(請求及び交付)

- **第6条** 議員 は、前条の規定による通知を受けた後、四半 **第7条** 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、四半 期ごとに、速やかに、同条の規定により交付の決定をされた当該 四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとす
 - 2 省略
 - 3 一四半期の途中において、政務調査費の交付後に会派の所属議 員の数の変更によりその額に変更が生じたときは、知事は、速や かに、交付額を調整するものとする。
 - 派の代表者は
 - _、速やかに、<u>当該消滅した</u>__日の属する月の翌月分(その 日が月の初日の場合は、当月分)以降の政務調査費を知事に返還 しなければならない。

(適正使用)

に使用しなければならない。

(収支報告書)

- __は、別記様式による政務調査費に係る収入及 | **第9条** 会派の代表者は、別記様式による政務調査費に係る収入及 び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、交付に係る 年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならな 61.
 - 会派が消滅したときは、会派の代表者は、前項の規定にかかわ らず、収支報告書を、当該会派が消滅した日の翌日から起算して 30日以内に、議長に提出しなければならない。

(議長の調査)

定により収支報告書

が提出されたときは、必要に応じ調 沓を行うことができる。

(政務調査費の返還)

の総額から、当該会派がその年度において第8条に規定する使途 基準に従って支出した政務調査費の総額を控除して残余がある場 合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずるこ とができる。

(収支報告書等の保存)

<u>第11条 第8条</u>の規定により提出された<u>収支報告書等</u>は、これを受 **第12条** 第9条の規定により提出された<u>収支報告書</u>は、これを受 理した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して 5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

- 第12条 何人も、議長に対し、前条の収支報告書等の閲覧を請求す <u>ることができる。</u>
- 2 議長は、前項の規定に基づく請求があったときは、収支報告書 等に記載されている情報のうち、愛媛県情報公開条例(平成10年 愛媛県条例第27号)第7条第2項の非公開情報が記録されている 部分を除いて複写したものを、閲覧に供するものとする。
- 係る収入及び支出の報告書

年度政務調査費に係る収入及び支出の報告書

年 月 日

愛媛県議会議長 樣

議員氏名

愛媛県政務調査費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例 第30号)第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1	省略		
2	支 出		
	75 0	+ W \$5 / M \	供去(十七元収集の中間)
	項目	支出額(円)	備考(主たる経費の内訳)
支	調査研究費		
	研修費		
出	会 議 費		
	資料作成費		
<u></u>	資料購入費		
	広 報 費		
<u>内</u>	事務所費		
	事務費		
<u>訳</u>	人 件 費		
	合 計		
3	収支差額(残余)		<u>円</u>
4	主な事業内容	別紙のとおり。	

別紙

項			主	な	事	業	内	容		
調査	研ず	了 <u>費</u>								
研	修	費								
会	議	費								
資料	作瓦	艾 費								

合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずるこ とができる。

(収支報告書 の保存)

理した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して 5年を経過する日まで保存しなければならない。

別記様式(第8条、第9条、第11条、第12条関係) 政務調査費に 別記様式(第9条、第10条 、第12条関係) 政務調査費に 係る収入及び支出の報告書

年度政務調査費に係る収入及び支出の報告書

年 月 日

愛媛県議会議長 殿

会 派 名

代表者氏名

愛媛県政務調査費の交付に関する条例(平成13年愛媛県条例 第30号)第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1	省略	á				
2	支			出		<u>円</u>
3	ЦΣ	支	差	額		<u>円</u>
4	項			目	支出額(円)	備考(主たる経費の内訳)
支						
出						
<u>ග</u>						
内						
<u>訳</u>	合			計		

		_	
資 *	斗購 入	費	
広	報	費	
事	務所	費	
事	務	費	
人	件	費	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛媛県政務調査費の交付に関する条例の規定(同条例第12条の規定を除く。)は、平成20年度分の政務調査費から適用し、平成19年度分までの政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 改正前の愛媛県政務調査費の交付に関する条例第9条の規定により提出された収支報告書に係る改正後の愛媛県政務調査費の交付に関する条例第12条の規定による閲覧については、同条第1項中「前条の収支報告書等」とあり、及び同条第2項中「収支報告書等」とあるのは、「収支報告書」とする。

○愛媛県条例第38号

県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように公布する。 平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例

県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例(昭和23年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

- 第5条 旅費は、<u>別表</u>の額によるほか、その支給については、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、議員が招集に応じて本会議若しくは 委員会に出席した日又は会期中において議案調査等のために登庁 した日に支給する旅費は、当該出席した日又は登庁した日1日に つき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。ただし、公用車その他公用の交通機関を利用して全行程 を旅行した者に係る旅費は、1,500円とする。
 - (1) 招集地から居住地までの往復の行程の距離が10キロメートル 以下である場合 3,000円
 - (2) 招集地から居住地までの往復の行程の距離が10キロメートルを超える場合 3,000円に行程の距離10キロメートル又は10キロメートルに満たない端数を増すごとに370円を加えた額と高速自動車国道、西瀬戸自動車道その他の有料の道路の利用料金 (議長が経路、時間、距離その他の事情を考慮して利用の必要を認めた区間に係るものに限る。)で、その支払つた額の証明があつたものとを合算した額

第5条 旅費は、<u>別表第1</u>の額によるほか、その支給については、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。<u>ただし、</u>議会又は委員会の招集に応じた場合にあつては、別表第2の額による。

別表 省略

別表第1 省略

別表第2(第5条関係)

区分	旅費額 (出席した日) 1日につき
1 招集地に居住するとき。	8 ,300円
2 行程の距離が50キロメートル未満の区域内に居住するとき(1の場合を除く。)。	10 200円
3 行程の距離が50キロメートル以上100キ ロメートル未満の区域内に居住するとき。	12 ,000円
4 行程の距離が100キロメートル以上150キ ロメートル未満の区域内に居住するとき。	13 ,900円
5 行程の距離が150キロメートル以上200キ ロメートル未満の区域内に居住するとき。	15 ,700円
6 行程の距離が200キロメートル以上250キ ロメートル未満の区域内に居住するとき。	17 ,600円
7 行程の距離が250キロメートル以上の区域内に居住するとき。	19 400円

- (1) 本会議又は委員会に出席した日
- (2) 会期中における議案調査等に要する日であつて、愛媛 県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に 規定する県の休日以外の日(⑴に掲げる日を除く。)

R4 E1

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第39号

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例(昭和29年愛媛県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正前
(常任委員会)	(常任委員会)
第1条 愛媛県議会に次の常任委員会を置き、その所管に属する事	第1条 愛媛県議会に次の常任委員会を置き、その所管に属する事
務の調査を行ない、議案、請願、陳情等を審査する。	務の調査を行ない、議案、請願、陳情等を審査する。
(1)~(3) 省略	(1)~(3) 省略
(4) 経済企業委員会	(4) 警察経済委員 <u>会</u>
(5) 省略	(5) 省略
(6) 文教警察委員会	(<u>6</u>) 文教委員会
(常任委員会の所管)	(常任委員会の所管)
第2条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。	第2条 各常任委員会の所管事項は、次のとおりとする。
(1)~(3) 省略	(1)~(3) 省略
(4) 経済企業委員会	(4) 警察経済委員会
ア~ウ 省略	ア~ウ 省略
	エ 公安委員会の所掌に属する事項

- (5) 省略
- (6) 文教警察委員会
 - ア__教育委員会の所掌に属する事項
 - イ 公安委員会の所掌に属する事項

(6) 文教委員会

報

____教育委員会の所掌に属する事項

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員に選任されている者は、それぞれ当該右欄に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなす。

警察経済委員会	経済企業委員会
文教委員会	文教警察委員会